

電子商取引及び情報財取引等に 関する準則

—抜粋—

令和4年4月
経済産業省

※全文は下記URLに掲載

<https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220401004/20220401004.html>

IV章 国境を越えた取引等に関する論点

(国際裁判管轄及び適用される法規に関して)

(1)本章の目的

インターネットでは、国境を超えた事業活動や情報発信等が可能となっており、その結果、法的紛争も国境を越えて生じ得ることになる。

例えば電子商取引では、国境を越えた取引を容易に行えるという利便性の反面、商慣習や法制度等の各国間の相違により、取引における法的トラブルも発生しやすい。日本の事業者・消費者と国外の事業者・消費者間の取引は今後更に活発に行われていくものと想定されるが、日本の事業者の中には国境を越えた取引に関する法的リスクを十分に分析できないために、海外展開に二の足を踏むケースが見られる。また、日本の消費者の中には、国外の事業者との取引の特性を正確に把握していないために、予期せぬ紛争となり、紛争が生じた際に適切な対応が取れていないケースも見られる。

情報の発信・掲示・利用についても、インターネットを通じて国境を超えたアクセスが可能となることによって様々な問題が引き起こされている。具体的には、インターネットを介した情報発信等による国外居住者による権利侵害や、それに伴う紛争等があげられる。インターネットは、国境を越えて多様な情報の迅速な流通を可能にし、経済や文化等多くの社会活動を促進する基盤となる反面、このような情報の流通による権利侵害も、国際的な広がりを生じさせることとなっている。

上記のような事情に鑑み、本章では、日本の電子商取引事業者等と消費者等を主な読者として想定し、国外の主体との間での法的紛争について、特に国際裁判管轄、準拠法(日本の公的規制の地理的適用範囲に関する問題を含む)及び外国判決・外国仲裁判断の承認・執行をめぐる考え方について論じている。

(2)各論点の概要

「IV-1 日本の事業者と国外事業者との間の取引」では、日本の事業者と国外の事業者との間の取引において紛争が発生し、その紛争について日本の裁判所に訴えが提起されたときに、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか否か、管轄が認められたならばどの国の法規が適用されることになるのか、という点について解説を行っている。

「IV-2 消費者と事業者の間の国境を超えた取引(特に消費者保護法規の適用)」は、取引を行った消費者と事業者が異なる国に属している場合、紛争が起こったときに、どの国の裁判所で、どの国の法律の下に解決が図られるかを解説するものである。

「IV-2-1 日本の消費者が国外事業者と取引する場合」では、日本の消費者が、国外の事業者との間の取引における紛争について日本の裁判所に訴えを提起した場合の紛争解決の方法・場所等、及び準拠法について解説している。

「IV-2-2 日本の事業者が国外消費者と取引する場合」では、日本の事業者が国外の消費者との間の取引における紛争について、当該消費者が訴えを起こすのが日本の裁判所に限られないことを前提として、国際裁判管轄、及び準拠法について整理を行っている。

「IV-3 日本の事業者の国外消費者に対する生産物責任」では、日本の事業者が製造した商品を購入した国外の消費者が、当該商品を使用したことによって生命・身体・財産に被害が生じたとして日本の裁判所に訴えを提起した場合における国際裁判管轄及び準拠法の問題について、法的な視点から整理を行っている。

「IV-4 インターネット上の国境を超えた名誉・信用等の毀損、プライバシー侵害」では、ソーシャルメディアにおいて名誉や信用が毀損された場合やプライバシーが侵害された場合、当該ソーシャルメディアを運営する事業者と名誉・信用の毀損、プライバシー侵害を主張する者が異なる国に属しているときの国際裁判管轄及び準拠法の問題を解説している。なお、事例としては、日本の事業者が運営するソーシャルメディア上において国外の居住者が名誉・信用毀損等を主張する場合と、国外事業者が管理するソーシャルメディア上において国内の居住者が名誉・信用毀損等を主張する場合がありますが、本稿では具体的事案数が多い、国外事業者が管理するソーシャルメディア上において国内の居住者が、日本の裁判所において、損害賠償請求・差止請求又は書き込みを行った者を特定するための発信者情報開示の訴えを提起した場合を主に検討している。

「IV-5 インターネット上の国境を越えた著作権侵害」では、上記と同様、ソーシャルメディアにおいて著作権侵害が争われる場合について、国外事業者が管理するソーシャルメディア上において国内の居住者が著作権侵害を理由に、損害賠償請求・差止請求又は書き込みを行った者を特定するための発信者情報開示の訴えを提起する場合を前提に検討している。

「IV-6 国境を超えた商標権行使」では、商標権等の知的財産権は一般にその権利が成立した国内においてのみ効力を有するとされることを前提として、日本国外のサーバを通じて日本国内の需要者に対し自らの商標を使用して商品の販売や役務の提供を行う者に対して、商標権者が日本の裁判所に提訴することができるか、また日本の登録商標に基づき商標権侵害を主張できるか、という問題につき、具体例を示しながら解説をしている。

「IV-7 外国判決・外国仲裁判断の承認・執行」では、日本のインターネット事業者等と日本国外の利用者との間の紛争について外国の裁判所が日本のインターネット事業者等を敗訴させる判決をした場合に、その判決に基づいて日本において強制執行がなされるための要件を解説するとともに、その紛争の解決が外国を仲裁地としてされた仲裁によってなされた

場合についても解説を行っている。

「IV-8 国境を越えた取引に関する公法規制の適用範囲」では、公法規制が海外の事業者に適用される場合があることについて、製品安全関係法を例に解説している。公法規制の国境を越えた取引における適用は、今日の電子商取引・情報財取引における大きな課題であり、更なる整理が必要と考えられる。

IV-1 日本の事業者と国外事業者の間の取引

【論点】

日本の事業者が国外の事業者を相手にしたインターネットを介した取引において紛争が生じた場合、(1)紛争解決の方法・場所、(2)適用される法令、(3)契約の成立時期や要件等は、どのように判断されるか。

1. 考え方

(1)紛争解決の方法・場所等

仲裁合意がある場合には、仲裁合意の対象となる紛争について日本の裁判所に訴えを提起しても、被告の申立てがあれば、訴えは却下される(仲裁法第14条第1項)¹。

また、日本の裁判所を管轄裁判所とする合意がある場合は、原則として日本の裁判所の国際裁判管轄²が認められるが、外国の裁判所を専属的な管轄裁判所とする合意がある場合には、日本の裁判所では原則として訴えが却下される。

(管轄裁判所について合意する条項の例)

・「本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。」

他方、国際裁判管轄についての合意がない場合については、日本の事業者が被告として訴えを提起されたときは、原則として、日本の裁判所の国際裁判管轄が認められると考えられるが、日本の事業者が国外の事業者を被告として日本国内の裁判所で訴えを提起するときには、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか否かは具体的事情によることとなる。

(2)適用される法規(準拠法)

国際動産売買については、国際物品売買契約に関する国際連合条約(以下「ウィーン売買条約」という。)が存在し、日本では平成21年8月1日から発効している。したがって、問題となる取引が動産売買であり、相手方の営業所の所在する国がウィーン売買条約の締約国である場合又は合意その他によって定められた準拠法が締約国の法である場合には、ウィーン売買条約が適用される。ただし、契約において、ウィーン売買条約を適用しない旨の合意をしている場合などには、ウィーン売買条約は適用されない。

(ウィーン売買条約の適用を排除する条項の例)

¹ 却下とは、実体的判断に踏み込まずに訴えを斥けるものである。

² 国際裁判管轄とは、国際的な事案においていずれの国が裁判権を行使し得るかを意味する。裁判権を行使し得ない場合、裁判所は、実体的判断を行うことなく、訴えを却下しなければならない。

・「国際物品売買契約に関する国際連合条約は本契約には適用されない。」

また、ウィーン売買条約が適用されない場合やウィーン売買条約で規定されていない事項³に関し、いずれの地の法が適用されるか(いずれの地の法が準拠法となるか)について日本の裁判所では、法の適用に関する通則法(以下「通則法」という。)により決定されることとなる。

通則法第7条によれば、当事者が取引についてどの地の法を適用するかにつき当該取引の当時に選択していた場合(準拠法の選択がある場合)には、その法が適用されることになる。

(契約準拠法を選択する準拠法条項の例)

・「本契約に関する一切の事項はフランス法による。」

他方、当事者間でそのような選択をしなかった場合については、通則法第8条第1項は、当該取引の当時にあって当該取引に「最も密接な関係がある地の法」が適用されるとしている。「最も密接な関係がある地の法」については、同条第2項及び第3項に推定規定が置かれており、(インターネット上のみで取引が完結することが通常想定できない)不動産を目的物とする取引ではない場合には、当該取引において「特徴的な給付」を当事者の一方のみが行うものであるときは、その給付を行う「当事者の常居所地法」が最密接関係地法と推定されると定められている。

一般的には、動産の引渡し又はサービスの提供が特徴的な給付であると考えられるから、原則として、日本の事業者が売主又はサービス提供者である場合には、日本法が準拠法となるであろう。

(3)ウィーン売買条約又は日本法が適用される場合の契約の成立の考え方

適用される法規は以上のように考えられるところ、例えば海外向けに物品を販売する日本の事業者に対して国外の事業者から注文が入り、日本の事業者が承諾の通知を発信した後、買主である国外の事業者から注文のキャンセルの連絡が入ったとき、日本の事業者が契約の成立を主張できるかどうかを考えることとする。

まず、ウィーン売買条約が適用される場合には、買主である国外の事業者からの注文に対し日本の事業者が承諾の通知を発信し、その承諾が国外の事業者に到達していれば、契約は成立していることになり、契約成立後は、一方的な意思表示によって契約がなかったものとするとはできない。また、日本法が適用される場合にも、日本の事業者が国外の事業者からの申込みに対し承諾の通知を発信し、これが相手方に到達すれば、到達の時点で契約が成立するため、その後到達した注文キャンセルの通知にかかわらず、契約の成立を相手方に主張することができる。

³ 例えば遅延損害金などについてはウィーン売買条約に規定がない。

2. 説明

(1) 国境を越えた事業者間でのインターネット取引と国際裁判管轄及び適用される法規

インターネットの広がりによって、事業者間における国際取引がますます簡便に行われるようになってきている。しかしそのことは、国境を越えて争われる紛争の増加をも意味している。そうした紛争の解決に当たっては契約の解釈が問題になることが少なくはないが、国際取引紛争に関しては、その際に日本の裁判所で裁判が行われることや、日本の民法や商法が適用されることが必ずしも当然ではないことに留意が必要である。すなわち、国外の事業者との取引においては、日本の裁判所での国際裁判管轄が認められない可能性や、当該外国の民法や商法、あるいは、第三国の民法や商法が適用される可能性があるのである。

それでは、当該取引についてどの国の裁判所で国際裁判管轄が認められ、どの国の民法や商法が適用されるかはどのように決定されるのか。

国際裁判管轄については、民事訴訟法に規定がある⁴。

また、どの国の民法や商法が適用されるかを決定するための法は一般に「国際私法」と呼ばれているが、日本の国際私法の規定は、一般的には通則法に置かれており、当該取引にいずれの国の民法や商法が適用されるかは、ウィーン売買条約の適用がない限り、この通則法に従って決定されることになる。

なお、これは、あくまで当該紛争について日本の裁判所に訴えが提起された場合についての日本の立場からの判断であることに注意する必要がある。すなわち、当該紛争について外国の裁判所に訴えが提起された場合には、当該外国の法に従って、国際裁判管轄が認められるかどうかや、どの国の民法や商法が適用されるかについて判断されるのであり、その結論が日本のそれとは異なる可能性もあるのである。

この点を留保した上で、以下では、日本の裁判所に訴えが提起された場合を前提に、国際裁判管轄が認められるかどうかや、どの国の民法や商法が適用されるかをどのように決定するかについて説明することとする。

(2) 紛争解決の方法・場所等

① 仲裁合意がある場合

仲裁合意がある場合には、仲裁合意の対象となる紛争について日本の裁判所に訴えを提起しても、被告の申立てがあれば、訴えは却下される(仲裁法第14条第1項)。

なお、仲裁合意は書面によらなければならないとされているが(仲裁法第13条第2項)、更に電磁的記録によってされた合意が書面によってされたものとみなされる旨規定されており(仲裁法第13条第4項)、オンライン契約による合意が実質的に有効とされている。

⁴ 平成24年4月1日施行の改正法で規定された。

②仲裁合意がない場合

民事訴訟法においては、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合が列挙されている。具体的には、同法第3条の2が、国内土地管轄に関する同法第4条に相当して、被告の住所等が日本国内に存在する場合に日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合を規定し、同法第3条の3が、国内土地管轄に関する財産上の訴え等についての管轄(同法第5条)にほぼ相当する形で、契約上の債務に関する訴え等に関し、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合を規定している。なお、同法第5条第1号は、財産権上の訴えにつき義務履行地を特別裁判籍としているが、同法第3条の3第1号は、契約上の債務の履行等に関する請求に関する訴えにつき、「契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき、又は契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき」に、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるとしている。また、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合であっても、「事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情」を考慮の上、「日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適切かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる」場合は、訴えの全部又は一部を却下できるものと規定している(同法第3条の9)⁵。

i) 日本の事業者が被告とされる場合

被告が法人の場合、被告の主たる事務所又は営業所が日本国内にあることにより(同法第3条の2第3項)、被告が個人事業者の場合、その住所が日本国内にあることにより(同法第3条の2第1項)、日本の裁判所に管轄権が認められる。

ii) 日本の事業者が原告となる場合

訴えの類型によって、日本の裁判所に管轄権が認められる場合がある。例えば契約上の債務の履行の請求を目的とする訴えであれば、契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるときに(同法第3条の3第1号)、財産権上の訴えであれば、請求の目的が日本国内にあるとき、又は当該訴えが金銭の支払を請求するものである場合には差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるとき(その財産の価額が著しく低いときを除く。)(同条第3号)に、日本の裁判所に管轄権が認められる。

また、被告が日本国内に事務所又は営業所を有しており、その事務所又は営業所における業務に関する訴えである場合(同法第3条の3第4号)や、被告が日本において事業を行っており、その日本における業務に関する訴えである場合(同条第5号)は、日本

⁵ ただし、民事訴訟法は、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合には、同法第3条の2から第3条の4まで及び第3条の6から第3条の8までの規定を適用しないとしている(同法第3条の10)。

の裁判所に管轄権が認められる。

また、民事訴訟法は、国際裁判管轄につき、当事者が合意でこれを定めることができることを規定している(同法第3条の7第1項)。さらに、外国の裁判所を管轄裁判所とする専属的な合意については、その裁判所が裁判権を行使できないときは援用できないこと(同条第4項)、及び、法令により日本の裁判所に専属的な管轄権がある場合には、本条は適用されない(外国の裁判所に国際裁判管轄を認める旨の合意ができる旨の規定は適用されない)ことを規定している(同法第3条の10)⁶。

国際裁判管轄に関する合意は書面による必要があるが、電磁的記録も書面とみなされるため(同法第3条の7第2項、第3項)、オンライン契約による合意も有効と判断されるものと考えられる。

なお、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められ日本で勝訴判決を得たとしても、被告が日本に財産を有していない場合、その判決の執行については、別途、財産の所在する国において、日本の裁判所の確定判決の執行を求める必要があることには注意が必要である。

(3) 準拠法

① ウィーン売買条約

国際動産売買については、ウィーン売買条約が存在し、日本では平成21年8月1日から発効している。

ウィーン売買条約は、異なる国に営業所を有する当事者間の物品売買契約に関し、①これらの国がいずれも締約国である場合、②国際私法の準則によって締約国⁷の法が適用される場合に直接適用される(ウィーン売買条約第1条)。

したがって、問題となる取引が動産売買の場合であって、相手方の営業所⁸の所在する国がウィーン売買条約の締約国である場合又は合意その他によって定められた準拠法の国が締約国である場合⁹には、ウィーン売買条約が適用される。

ただし、ウィーン売買条約は、以下の場合には適用されない。

⁶ 民事訴訟法の改正前も、当事者間に国際裁判管轄に関する専属的な合意がある場合、原則としてその合意が優先すると解されており、外国の裁判所を管轄裁判所とする専属的な合意は、①その事件が日本の裁判権に専属的に服するものではなく、②指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有する場合には、③かかる合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等の場合を除き、当該合意は原則として有効であるとされていた(最高裁昭和50年11月28日第三小法廷判決・民集29巻10号1554号)。

⁷ 米国をはじめ、イギリスを除く多くのヨーロッパ諸国、アジアではシンガポール、韓国、中国、モンゴルは締約国である。

⁸ ウィーン売買条約第10条参照。

⁹ ただし、米国、中国、チェコ、スロバキア、シンガポール等は、ウィーン売買条約第1条(1)(b)の適用を留保する旨の宣言を行っている(同条約第95条)。

i) 例外の適用がある場合(ウィーン売買条約第2条)

- a) 個人用、家族用又は家庭用にされた物品の売買(ただし、売主が契約の締結時以前に当該物品がそのような使用のために購入されたことを知らず、かつ、知っているべきでもなかった場合は、この限りではない)。
- b) 競り売買
- c) 強制執行その他法令に基づく売買
- d) 船、船舶、エアクション船又は航空機の売買など

ii) ウィーン売買条約を適用しない旨の当事者間の合意がある場合(ウィーン売買条約第6条)

契約において、「国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約)は、本契約には適用されない」旨、明記されていれば、ウィーン売買条約の適用を排除することができる。

②ウィーン売買条約の適用がない場合¹⁰

i) 準拠法の選択がある場合

準拠法に関しては通則法によることとなるが、まず、当事者が取引の際にどの国の法に従うかにつき選択していた場合には、通則法第7条は、その国の法の当該契約への適用を認めている。

したがって、売買の対象が物品(有体物)であっても、インターネットサーバーからダウンロードすることにより提供されるソフトウェア(無体物)であっても、契約書の中に準拠法条項を入れていた場合には、その国の民法や商法が適用されることになる。

なお、通則法が施行される前に当事者による準拠法の選択に関する規定が置かれていた「法例」第7条第1項¹¹については、準拠法条項といった明示の準拠法合意がない場合でも、事案の諸要素を斟酌し、当事者間での黙示の準拠法の選択が認められる場合があるとして、実務上、運用されてきた(最高裁昭和53年4月20日第一小法廷判決・民集32巻3号616頁)。通則法においても、当事者間における準拠法の選択について、これを明示的なものに限ることとはされていないことから、例えば当該国外のサイトが日本語で表記されているか否か、価格について円価での表記があるか否か、日本の消費者保護法規に関する何らかの記述があるか否かなど、諸般の事情を考慮して、そのような黙示の準拠法の選択が認められる場合もあることには注意が必要である。

¹⁰ ウィーン売買条約で規定されていない事項も含む。

¹¹ 法例第7条 法律行為ノ成立及ヒ効力ニ付テハ当事者ノ意思ニ従ヒ其何レノ国ノ法律ニ依ルヘキカヲ定ム

ii) 準拠法の選択がない場合

それでは、このような準拠法の選択がなかった場合についてはどうか。

通則法第8条においては、準拠法の選択がない契約につき、第1項で「最も密接な関係がある地の法」を適用するとした上で、第2項及び第3項に「最も密接な関係がある地の法」を推定するための規定が置かれた。すなわち、不動産を目的物とする取引を除き、当該取引において「特徴的な給付」を行う「当事者の常居所地法」が最密接関係地法と推定されるとされており、その「当事者」が当該取引に関係する事業所を有する場合にはその「事業所の所在地の法」が最密接関係地法と推定され、それが複数の国にある場合にはその中の「主たる事業所の所在地の法」が最密接関係地法と推定されるとされているのである。

ところで、ここにいう「特徴的給付」とは、その種類の契約を他の種類の契約から区別する基準となるような給付をいい、物品の売買であれば当該物品の売主が「特徴的給付」を行う「当事者」であると考えられる。これは、無体物の売買のような場合も同様であり、インターネットサーバーからダウンロードされることにより提供されるソフトウェアの売買についてもソフトウェアの売主が「特徴的給付」を行う「当事者」であると考えられる。

このため、売買の対象が物品であってもソフトウェアであっても、日本の事業者が自らのインターネット上のサイトを通じて国外の事業者の販売するような場合には、日本法が最密接関係地法と推定され、逆に、国外の事業者からそのインターネット上のサイトを通じて日本の事業者が購入するような場合には、当該国外事業者の所在地の法が最密接関係地法と推定されると考えられる¹²。

なお、ソフトウェアの場合、ソフトウェアを供給する主体との売買契約とは別に、当該ソフトウェアのライセンサーとの著作権許諾契約が締結される場合が多いが、この場合、売買契約に係る特徴的給付を行う当事者は売主であり、著作権許諾契約に係る特徴的給付を行う当事者はライセンサーと考えられる。

もっとも、通則法第8条は、あくまで「最も密接な関係がある地の法」の適用を命じているのであり、「特徴的給付」を行う「当事者」の常居所地法や事業所所在地法は、あくまでこの「最も密接な関係がある地の法」として「推定」されるにすぎないことには注意を要する。すなわち、これ以外の国の法が当該取引において「最も密接な関係がある地の法」とであると認められるような場合には、かかる推定が破られ、当該国の法が適用されることになる。

¹² サーバー所在地は、提供されるサービスが当該サーバーに密接に関連するような場合を除き、あまり関係しないと思われる。また、サイトが日本語のみであることは、日本が最も密接な関係を有する地とされる要素になり得ると思われるが、現段階ではこの点を明確にした裁判例はない。

iii) 契約の方式

なお、契約の成立要件については、実質的な成立要件と形式的な成立要件(書面性を要求するか、署名を必要とするか等)に区分することが可能である。そして、以上の説明は、専ら、契約の実質的な成立要件について当てはまるものである。

これに対し、「方式」と呼ばれる契約の形式的な成立要件に関しては、国際取引において必ずしも熟知していない外国法が契約の実質の準拠法となるときには、当該外国法に従った場合、時として当事者が不用意に契約の形式的な成立要件を欠いたまま契約を締結してしまうことがある。そのような場合に当事者が不測の損害を被らないように、通則法第10条は、第1項において契約の方式は当該外国法の要件によるとしながら、第2項において行為地法、第4項において異なる法域にいる当事者間の契約については申込みの通知を発した地の法又は承諾の通知を発した地の法の要件を具備すればこれを有効とすると定めている。インターネット上で国際取引を行う事業者は、この点にも留意する必要がある。

iv) 当事者の行為能力等

また、インターネット上の取引を行う場合は、行為能力や法人に関する準拠法の規律についても留意する必要がある。

まず、国境を越えてインターネット取引を行う相手方の事業者が自然人である場合には、通則法第4条は、行為能力の準拠法を原則として本国法によって定める旨規定し、例外として、「全ての当事者が法を同じくする地に在った」場合には、本国法によれば行為能力の制限を受けた者となるときであっても行為地法によれば行為能力者となるべきときは、行為能力者とみなす旨規定している。

このため、日本において取引をした場合には、「全ての当事者が法を同じくする地に在った」場合であるので、自然人である取引の相手方がその本国法によれば行為能力の制限を受けた者となるときであっても、行為地法である日本法によれば行為能力者となるべきときは、当該取引の相手方は行為能力者とみなされる。一方、異なる国に所在する当事者がインターネット上で取引をした場合には、「全ての当事者が法を同じくする地に在った」とは言えないので、自然人である取引の相手方の行為能力の準拠法は、原則どおり、その者の本国法となる。

他方、国境を越えてインターネット取引を行う相手方の事業者が法人である場合には、通則法において明文の規定はない。一般的には、法人の内部関係に関して当該法人が設立された地の法が適用されるという点にはおおむね異論が見られないが、当該法人の機関の代表権の有無や範囲の問題が第三者との関係で問題になる場合には、法人が設立された地の法が適用されるということを原則としつつ、取引安全の保護の見地から自然人に関する通則法第4条第2項を類推適用し、行為地法によって、法人

が設立された地の法の適用が制限されるとする見解¹³もある。例えば契約が代表権のある者によって締結されたか否かといった点については、原則として当該法人が設立された地の法によることとなるが、取引安全の保護の見地から、行為地法による制限を受ける可能性もあると考えられる。

③ウィーン売買条約又は日本法が適用される場合の契約の成立の考え方

適用される法規は以上のように考えられるところ、当該法規では契約の成立についてどのように規定されているであろうか。

例えばインターネット上で社名などの刺繍を施すオーダー品を販売している日本の事業者が、国外の事業者からの注文に対して承諾の通知を発信し、先方に到達したことが確認されたので製作を開始したところ、数日後に当該国外の事業者が注文キャンセルの連絡をしてきた場合に、日本の事業者は契約の成立を主張することができるであろうか。以下、ウィーン売買条約又は日本法が適用される場合につき説明する。

i)ウィーン売買条約が適用される場合¹⁴

買主からの注文は、契約の申込みと考えられる¹⁵。そして、かかる注文のキャンセルが申込みの撤回として有効であれば、契約は成立しない。一方、注文のキャンセル時において既に契約が成立している場合は、一方的な意思表示によって契約がなかったものとすることはできない。

ウィーン売買条約によれば、申込みの撤回が許されるのは¹⁶、契約が締結されるまでの間であって、相手方が承諾の通知を発信する前に撤回の通知が相手方に到達する場合である¹⁷。買主である国外の事業者からの注文のキャンセルが日本の事業者に到達する前に、当該注文に対し、日本の事業者が承諾の通知を発信している場合、以後申込みの撤回はできないこととなる。

本事例では、承諾が申込者に到達することにより契約が成立する場合であると考えら

¹³ 山田鎌一『国際私法(第3版)』(有斐閣、2004年)235頁、溜池良夫『国際私法講義(第3版)』(有斐閣、2005年)299頁。

¹⁴ 物品を供給する当事者の義務の主要な部分が労働その他の役務の提供から成る契約については、ウィーン売買条約は適用されない(ウィーン売買条約第3条(2))。本事例は、刺繍を施すことが売主の義務の主要な部分ではなく、ウィーン売買条約が適用される場合であるとする。

¹⁵ ウィーン売買条約は、第14条(2)で、「一人又は二人以上の特定の者に対してした申入れ以外の申入れは、申入れをした者が反対の意思を明確に示す場合を除くほか、単に申込みの誘引とする。」と規定している。インターネットにおける物品・サービスの掲示は、特定の者に対する申入れではないから、「申し込んだ方には必ずお送りします」などの旨を表示していない限り、「申込みの誘引」と解される。しかし、本件では、特定の者に対してした申入れであると考えられるため、契約の申込みと考えられる。

¹⁶ 撤回が許される場合であることが前提である(ウィーン売買条約第16条(2)参照)。

¹⁷ ウィーン売買条約第16条(1)参照。

れるところ¹⁸、日本の事業者の承諾の通知は、買主である国外の事業者に到達しているから、当該承諾の通知が到達した時点において、契約が成立している。契約成立後、一方的に契約をなかつたものとするのが許されないことは前述のとおりである。

ii) 日本法が適用される場合

日本法においても、申込みに対して承諾がなされたときに契約が成立する。また、日本法においては、申込みの撤回に関し、承諾の期間の定めのある申込みについては、申込者が撤回権を留保していない限り、撤回ができないものとされているほか(民法第523条第1項)、承諾の期間を定めない申込みについては、同じく申込者が撤回権を留保していない限り、申込者が承諾の通知を受けるのに相当の期間を経過するまでは撤回することができないとされている(民法第525条第1項)。ただし、当該期間を経過すれば、申込みは撤回可能である。

意思表示は、相手方に到達した時から効力が生じるとされており(民法第97条第1項)、隔地者間の契約における承諾についても変わらない。したがって、承諾の期間の定めがない場合、申込みの撤回は、承諾の意思表示が申込者に到達するまでに、申込みの撤回の意思表示が相手方に到達しなければ、有効ではないこととなる。

本事例では、日本の事業者が国外の事業者からの申込み¹⁹に対し承諾の通知を発信し、これが相手方に到達しているから、その時点で、契約は成立している。したがって、その後に到達した注文キャンセルの通知にかかわらず、契約の成立を相手方に主張することができる²⁰。

¹⁸ ウィーン売買条約第18条(3)が適用される場合には、一定の行為が行われたときは、申込者において当該行為がなされたことを知らなくても、契約が成立し、申込みの撤回はできなくなる。ここでは、ウィーン売買条約第18条(3)の適用がない場合を想定している。仮に適用があり、承諾通知発信前にそのような行為が行われた場合は、その時点で契約が成立することとなるから、それ以後は、申込みの撤回はできないこととなる。

¹⁹ ウェブサイトにおいて、商品を表示している行為がそもそも「申込み」に該当する可能性もあるが、ウェブサイトにおける商品の表示に対して買主から注文が入った場合、直ちに契約が成立する(つまり、売主は、いかなる買主からのどのような数量の注文であっても直ちにその注文に拘束される)とすると、対応不可能な量の注文がされた場合に、売主が債務不履行責任を負ってしまうことになるという問題がある。したがって、ウェブサイトにおける商品の表示は、「申込みの誘引」として行われるのが通常である。

²⁰ 本事例における販売の目的物が、社名などの刺繍を行うオーダー品であることから、当該オーダー部分について、ある仕事の完成を業務の内容とする請負契約の要素を含むものであると考えることができる。請負においては、「請負人が仕事を完成するまでの間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる」旨規定されているところ(民法第641条)、先方企業からの注文取消しが、かかる「解除」の趣旨と解釈することもできる。このように考えた場合、本件においては、契約の解除が認められる余地がある。契約の解除が認められた場合、日本の事業者としては、同規定に基づき損害賠償を請求することができるであろう。

IV-2 消費者と事業者の間の国境を越えた取引(特に消費者保護法規の適用)

最終改訂:平成28年6月

IV-2-1 日本の消費者が国外事業者と取引する場合

【論点】

日本の消費者が国外の事業者との間で行ったインターネットを介した取引で紛争が生じた場合、どの国の消費者保護法規の適用を受け、どのように紛争を解決することができるか。

1. 考え方

(1)紛争解決の方法・場所等

日本の消費者が国外事業者に訴えを提起する場合は、まずは、日本の裁判所に訴えを提起すると思われるから、本項では、日本の裁判所に訴えが提起された場合を前提として検討することとする。

仲裁合意がある場合には、仲裁合意が優先され、日本の裁判所に訴えを提起しても、訴えは却下される。ただし、仲裁法附則第3条によれば、消費者は仲裁合意を解除することができる。

仲裁合意がない場合又は仲裁合意が解除された場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるかが問題となる。この点に関し、国際裁判管轄に関する規定の存在しなかった民事訴訟法改正前においては、当事者が消費者であることがどのように影響するか明確ではなかったが、民事訴訟法の改正後においては、通常は、消費者の住所がある日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることとなる。

(2)準拠法

買主が消費者である場合、原則としてウィーン売買条約は適用されない。

日本で訴訟が行われる場合、通則法第11条第1項によれば、日本の消費者と国外の事業者の間又は国外の消費者と日本の事業者の間でインターネットを介して取引が行われた場合、日本又は国外の消費者は、当事者間で選択していた準拠法の消費者保護法規の保護を受けるだけでなく、当該消費者が自らの常居所地の消費者保護法規中の強行規定に基づく特定の効果を主張した場合には、その強行規定による保護をも受けることができる。

また、同条第2項には、当事者が準拠法を選択していなかった場合には、通則法第8条の規定にかかわらず、消費者の常居所地法を準拠法とするという規定が置かれている。したがって、例えば日本に常居所を有する消費者が国外の事業者との間でインターネットを介して取引を行った場合で、準拠法の選択がなかった場合には、日本法が準拠法となることから、当該消費者は日本の消費者保護法規の保護を受けることになる。

以上によれば、日本の消費者が国外の事業者から物品を購入したような場合、消費者は、

原則として、自らの常居所地の消費者保護法規による保護を受けることができる¹。

ただし、自らの常居所地以外の地の法を準拠法として選択していた場合には、当該消費者が自らの常居所地の消費者保護法規の強行規定の適用を主張する必要がある。

2. 説明

(1) 国境を越えたインターネット上の消費者取引と国際裁判管轄及び準拠法

インターネットの広がり、従来はおよそ考えられなかった消費者の国際取引への参加を促した。しかしそのことは、国境を越えた消費者紛争の発生という全く新しい状況を生み出している。そうした状況下では、例えば日本の消費者が国外の事業者との間でインターネット取引を行った場合に、国内事案と同様に、日本で訴えを提起することができるかどうかや、日本の消費者保護法規による保護を受けることができるのかが問題となる。

消費者契約²に関する訴えの国際裁判管轄については、上記1. (1)のとおり、民事訴訟法は特別の定めを置いている。また、消費者取引に関する国際的な法の適用関係については、通則法第11条に消費者契約の特例の規定が置かれている。なお、この特別な規定は、あくまで当事者の力関係に差がある契約形態である事業者と消費者の間の契約に適用され、消費者と消費者の間のインターネット・オークションのような場合の契約には適用されないことには注意を要する。

また、これは、あくまで当該紛争について日本の裁判所に訴えが提起された場合について、日本の立場からの判断であることには注意する必要がある。すなわち、当該紛争について外国の裁判所に訴えが提起された場合には、当該外国の法に従って、国際裁判管轄や国際的な法の適用関係について決定されるのであり、その結論が日本のそれとは異なる可能性もある。

この点を留保した上で、以下では、日本の裁判所に訴えが提起された場合を前提に説明することとする。外国の裁判所においてどのような判断がされる可能性があるかについては、本準則IV-2-2「日本の事業者が国外消費者と取引する場合」を参照されたい。

(2) 紛争解決の方法・場所等

① 仲裁合意がある場合

本準則IV-1「日本の事業者と国外事業者の間の取引」で示される事業者間取引の場合と同様、仲裁合意がある場合には、仲裁合意が優先される。ただし、仲裁法附則第3条には消費者の特例があり、消費者は仲裁合意を解除することができる³とされている。これによ

¹ 通則法第11条によれば、逆に国外の消費者が日本の事業者と取引した場合でも同様である。

² 「消費者契約」とは、民事訴訟法第3条の4第1項において、消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。)と事業者(法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。)との間で締結される契約(ただし、労働契約を除く)と定義されている。

り、消費者によって仲裁合意が解除された場合は②の問題となる。

②仲裁合意がない場合

この場合、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるかが問題となる。この点、民事訴訟法は、消費者契約に関する訴えの国際裁判管轄について、以下のような特則を設けている。

i) 消費者からの事業者に対する訴え

消費者契約締結時の消費者の住所又は訴え提起時の消費者の住所が日本国内にあれば、日本の裁判所が管轄権を有する(同法第3条の4第1項)。

ii) 事業者からの消費者に対する訴え

原則として、消費者の住所地のある日本の裁判所が管轄権を有する(同法第3条の2第1項)。

iii) 国際裁判管轄の合意についての特則

消費者契約に関する紛争を対象とする事前の国際裁判管轄の合意は、原則として無効である(同法第3条の7第5項)。ただし、事業者と消費者とが、消費者契約締結時の消費者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨の国際裁判管轄の合意をした場合又は消費者が国際裁判管轄の合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき若しくは事業者が訴えを提起した場合において消費者が国際裁判管轄の合意を援用したときは、その合意は有効とされる³。つまり、消費者と事業者との取引に関し、事業所の所在国の裁判所が国際裁判管轄を有する旨の合意がされていたとしても、消費者がかかる合意を前提とした積極的な行為を行わない限り、有効とはされないこととなる。

(3) 準拠法

①ウィーン売買条約

買主が消費者である場合、当該売買がウィーン売買条約第2条に規定する「個人用、家族用又は家庭用に購入された物品の売買」に当たると考えられ、原則としてウィーン売買条約は適用されない⁴。

³ 国際裁判管轄に関する専属的な合意は、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなされる(同法第3条の7第5項第1号)。

⁴ ウィーン売買条約では、「ただし、売主が契約の締結時以前に当該物品がそのような使用のために購入されたことを知らず、かつ、知っているべきでもなかった場合は、この限りではない。」とされており(第2条(a)ただし書)、この場合は、ウィーン売買条約が適用される。

②準拠法の選択がある場合

当事者が取引についてどの地の法を適用するかにつき選択していた場合には、通則法第11条第1項は、その国の法の当該消費者契約への適用を認めている。しかし、事業者と消費者との間には、準拠法の合意を取り付けるに当たっての交渉力に大きな差異がある。そのため、準拠法の合意を無条件に認めるだけでは、例えば国外の事業者との間の取引において、日本の法制に比して消費者の保護に薄い国の法を準拠法として合意させられることにより、日本の消費者が不測の損害を被る可能性がある。

そこで、通則法第11条第1項においては、更に「消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する」旨が明記されている。

これにより、日本に常居所を有する消費者に関しては、外国法を準拠法とする合意を結んでいたとしても、「常居所地法」である日本法上の消費者保護法規中の特定の強行規定の適用を主張し、それによる保護を受けることができる⁵。

③準拠法の選択がない場合

通則法は第11条第2項において、消費者契約につき準拠法の選択がなかった場合には、直截に「消費者の常居所地法」を適用することとしている。したがって、この場合には、日本に常居所を有する消費者に関しては、「常居所地法」である日本法上の消費者保護規定が全面的に適用される。

④消費者契約の方式

契約の方式に関しては、国際取引において必ずしも熟知していない外国法が契約の実質の準拠法となるときには、当該外国法に従った場合、時として当事者が不用意に契約の形式的な成立要件を欠いたまま契約を締結してしまうことがある。そのような場合に当事者が不測の損害を被らないように、通則法第10条は、原則として当該外国法の要件か、行為地法又は申込みの通知を發した地の法若しくは承諾の通知を發した地の法の要件かを具備すればこれを有効とすると定めている。

しかし、消費者契約に関しては、一定の書式に従うことを必要とする、一定以上のフォントで記載されることを要求するなど、方式における要件が消費者保護のために働いている場合があり、契約をできるだけ有効と扱うことによって法律行為の成立を容易にしようとする通則法第10条の規定を消費者契約にそのまま適用することは必ずしも妥当ではない。そ

⁵ 逆に、外国に常居所を有する消費者は、日本の法を準拠法とするとしても、「常居所地法」である外国の法令上の消費者保護法規中の特定の強行規定の適用を主張し、それによる保護を受けることができるということになる。

ここで、消費者契約の方式に関しては、通則法第11条第3項は契約の実質の準拠法として消費者の常居所地法以外の法が選択された場合であっても、契約の方式について当該消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは専らその強行規定が適用され、同条第4項は契約の実質の準拠法として消費者の常居所地法が選択された場合において、契約の方式について当該消費者がその常居所地法によるべき旨の意思を事業者に対し表示したときは消費者の常居所地法のみが適用される旨を定めている。また、同条第5項は、準拠法の選択がない場合においては、消費者の常居所地法のみが適用される旨を定めている。こうした消費者契約の方式に関する法の適用についても、留意が必要である。

⑤適用除外

以上の原則には、通則法第11条第6項に例外の定めがあり、それに該当する場合には消費者契約としての特異な扱いは受けず、通常の契約と同様に取り扱われることになる。

まず、①消費者が自ら事業者の所在する地に赴いて契約を締結した場合である(通則法第11条第6項第1号)。これは、そのような「能動的消費者」までも適用の対象とすると、国内のみで活動しているような事業者までもが消費者の常居所地法の適用を常に考えなければならないことになり、そのような事業者の事業の遂行に支障を来す可能性すら危惧されるためである。ただし、本号が適用されるためには、消費者が物理的に外国の地に赴く必要があるため、インターネット上で国外の事業者のサイトにアクセスする場合のように、消費者が物理的に外国に赴いていない場合は、本号の適用はない。

次に、②消費者契約の債務の全部の履行を事業者の所在する地で受けた場合である(同項第2号)。インターネット上での物品の売買のように、物品が最終的に消費者が所在する地に物理的に運ばれて来る場合は、債務の履行を受ける地は、消費者が所在する地となり、本号の適用の余地はない。他方、消費者が、外国のサイトで音楽データを購入しダウンロードするような場合には、債務の履行は、外国に所在するサーバー上でダウンロード可能な状態に置いた段階で完了しているとも考えられることから、このような場合、債務の履行を受けた地が、サーバーが所在する外国となるか、消費者が所在する地となるかが問題となる。しかし、本号の趣旨は、事業者の所在地に物理的に赴いたような「能動的消費者」については、消費者契約としての特異な扱いの適用を除外するということであり、インターネット上で国外の事業者が開設する音楽データのダウンロードサイトにアクセスすることは消費者にとってさほどの困難がない点に鑑みると、債務の履行を受けた地は、消費者が物理的に所在する地を基準とすべきであり、消費者が自国に所在する端末を通じて最終的にデータを受信している限りにおいては、本号の適用はないと考えるべきである。

次に、③事業者が消費者の常居所地を知らず、かつ、知らないことについて相当な理由があるとき(同項第3号)、④事業者が契約の相手方が消費者でないと誤認し、かつ、誤認

したことについて相当の理由があるとき(同項第4号)である。これらについては、相手方が見えないインターネット上での取引では、通常の取引に比して、該当する場合がより大きくなると思われる。すなわち、様々な理由により事業者が、当該インターネット取引において対象とする消費者の常居所地を制限したり、常居所地によって価格設定を変えたりする場合がある。又は、そもそも消費者を取引相手としなかったり、消費者については事業者に比して割高な価格設定にしたりするといった場合もある。そのような場合に、相手方が見えない取引であることを奇貨として、より割安な価格設定を狙って、自らの常居所地を偽る、又は、自らが消費者ではないと偽ってインターネット上での取引を試みる消費者の存在も想定できるが、そのような消費者に関しては、ここにおける適用除外の対象になる可能性が高いといえよう。また、ダウンロード販売など、送付先の住所を知る必要がないような場合にも、この例外の適用を受ける可能性がある。

⑥当事者の行為能力

また、インターネット上において取引を行う場合は、行為能力に関する規定についても留意する必要がある。

通則法第4条は、行為能力の準拠法を原則として本国法によって定める旨規定し、例外として、「全ての当事者が法を同じくする地に在った」場合には、本国法によれば行為能力の制限を受けた者となるときであっても行為地法によれば行為能力者となるべきときは、行為能力者とみなす旨規定している。

このため、日本の消費者が外国を訪問し、当該国で取引をした場合には、「全ての当事者が法を同じくする地に在った」場合であるので、当該日本の消費者が日本法によれば行為能力の制限を受けた者となるときであっても、行為地法である当該外国の法によれば行為能力者となるべきときは行為能力者とみなされる。一方、日本の消費者がインターネット上で国外の事業者と取引をした場合には、「全ての当事者が法を同じくする地に在った」とは言えないので、当該日本の消費者の行為能力の準拠法は、原則どおり、その本国法である日本法によって判断されることとなる。

IV-2-2 日本の事業者が国外消費者と取引する場合

【論点】

日本の事業者が国外の消費者向けにインターネットを介して商品・サービスを提供する場合、かかる取引に関連する消費者からの請求は、いずれの国の裁判所で、いずれの国の法律に基づいて判断されるか。

1. 考え方

(1)前提

前提として、国際裁判管轄や国際的な法の適用関係については、訴えが提起された国の法令に従って決定される。したがって、本事例については、具体的にどの国で裁判が提起されるかによって、結論が異なる可能性があるが¹、本論点では一般的な傾向を述べることにする。

(2)国際裁判管轄

事業者と消費者との間の取引に関する紛争については、消費者の住所地の裁判所に国際裁判管轄を有する旨の法令を有している国が少なくない。したがって、利用規約等で、日本の裁判所が専属的管轄を有する旨の規定を置いている場合であっても、国外の消費者が日本の事業者を消費者の住所地の裁判所で訴えた場合は、かかる裁判所に国際裁判管轄が認められる可能性がある。

(3)準拠法

事業者と消費者との間の取引に関する紛争については、消費者の常居所地の法が適用される旨の法令を有している国が少なくない。したがって、利用規約等が準拠法を日本国法と定めている場合でも、国外の消費者が自らの常居所地法の適用を主張した場合、当該地の法令が適用される可能性がある。

2. 説明

(1)国際裁判管轄

インターネット上でのサービス提供の場合、利用規約等に、対象たる取引に関する紛争は日本の裁判所に国際裁判管轄がある旨の規定が置かれている場合が多い。

国外の消費者が日本の事業者を日本の裁判所で訴える場合は、日本の民事訴訟法が適

¹ 経済産業省「国境を越える電子商取引の法的問題に関する検討会報告書」(平成22年9月16日)参照(ただし、本報告書作成後の法改正等はふくまれていない。)

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/#p04

用される。日本の民事訴訟法が、消費者契約に関する訴えの国際裁判管轄について、特別の定めを置いていることは、「IV-2-1 日本の消費者が国外事業者と取引する場合」に記載されているとおりであるが、利用規約等で日本の事業者との紛争については、日本の裁判所が専属的管轄を有する旨の規定が存在している場合に、国外の消費者が日本の事業者を日本の裁判所で訴える場合には、国外の消費者が自らの選択において合意に基づく日本の裁判所を選んだのであるから、合意に基づく管轄権として、日本の裁判所に、国際裁判管轄が認められる(同法第3条の7第5項)。

逆に消費者が日本の事業者を消費者の住所地の裁判所で訴えた場合は、同消費者の住所地の訴訟に関する法令に基づき、同地の裁判所に国際裁判管轄が認められるかが判断されることになる。このような法令に関し、消費者の住所地の裁判所に国際裁判管轄を認める法令を有している国が少なくない。

したがって、日本の事業者が利用規約等において、日本の裁判所を専属的管轄権のある裁判所とする旨を規定していても、国外の消費者が同消費者の住所地の裁判所に訴えを提起した場合、日本の事業者は、国際裁判管轄に関する合意の効力を主張し得ず、当該住所地の存在する国の裁判所における手続に応じなければならない場合があることに注意が必要である。

(2) 準拠法

国外の消費者が日本の事業者を日本の裁判所で訴える場合は、適用される法規は法の適用に関する通則法に基づいて決定される。通則法が、消費者契約に関して、特別の定めを置いていることは、「IV-2-1 日本の消費者が国外事業者と取引する場合」に記載されているとおりである。

利用規約等で日本の事業者との紛争については、日本法が適用される旨の規定が存在している場合、国外の消費者が日本の事業者を日本の裁判所で訴える場合に、日本法を準拠法として主張することは、国外の消費者が自らの選択において合意された日本法を準拠法として選んだのであるから、日本法が準拠法とされる(通則法第7条)。逆に、当該訴訟手続において、国外の消費者が、当該消費者の常居所地法に基づく消費者保護制度を主張した場合、このような消費者保護制度は、強行規定と考えられるから、同常居所地法に基づく消費者保護制度の適用が認められる(同法第11条第1項)。

一方、消費者が日本の事業者を消費者の常居所地の裁判所で訴えた場合は、適用される法規についてかかる裁判所が所在する国の法の適用に関する法令に基づいて判断されることになる。このような法令に関し、消費者取引に関しては、準拠法に関する合意があっても、原則としてこれを無効とするか、又はかかる合意の効力を制限する旨の法令や、また、消費者が常居所地の法が適用されることを主張した場合、これを認める法令を有している国が少なくない。

したがって、日本の事業者が利用規約等において、日本法を準拠法とする旨を規定していた場合において、国外の消費者が同消費者の常居所地の国の法令を適用することを主張した場合は、日本の事業者は、日本法を準拠法とする合意を主張し得ず、対象たる紛争に関し、消費者の常居所地の法令が適用される場合があることに注意が必要である。

IV-3 日本の事業者の国外消費者に対する生産物責任

【論点】

日本の事業者が製造した商品につき、インターネットを介して当該商品を購入した国外の消費者から、当該商品を使用した結果生命、身体又は財産に被害を生じたとして、損害賠償が請求されている。この場合、いずれの国の法律が適用されるか。

1. 考え方

(1)前提

前提として、国際裁判管轄や国際的な法の適用関係については、訴えが提起された国の法令に従って決定される。したがって、「IV-2-2 日本の事業者が国外消費者と取引する場合」に記載のとおり、本事例については、具体的にどの国で裁判が提起されるかによって、結論が異なる可能性があるが、本論点では、日本の裁判所で訴えが提起された場合を前提とする¹。

(2)国際裁判管轄

日本の事業者が国外の消費者から日本の裁判所に訴えを提起された場合は、被告の住所又は主たる事務所又は営業所のある日本の裁判所に裁判権が認められる。

(3)準拠法

日本の裁判所で裁判が行われる場合の生産物責任に関する準拠法の決定については、通則法第18条で規定されており、販売された商品の瑕疵によって被害が発生したような場合、生産業者に対する債権の成立及び効力は、被害者が生産物の引渡しを受けた地の法によるとされている。ただし、その地における生産物の引渡しが通常予見することのできないものであったときは、生産業者の主たる事業所の所在地の法(生産業者が事業所を有しない場合にあっては、その常居所地法)による。

2. 説明

(1)国際裁判管轄

民事訴訟法には、製造物責任に関する訴えの管轄権について特別の規定は設けられていないため、原則として、被告の住所が日本国内にある場合は、日本の裁判所に国際裁判

¹ 消費者が自国の裁判所において訴訟を提起した場合においては、一般的な傾向として、当該裁判所において国際裁判管轄が認められる。「IV-2-2 日本の事業者が国外消費者と取引する場合」の脚注参照。

管轄が認められる(同法第3条の2)²。

日本の事業者が国外の消費者から日本の裁判所で訴えを提起された場合は、被告の住所のある日本の裁判所に管轄権が認められ、消費者自らが日本の裁判所に訴えを提起していることに鑑みれば、日本の裁判所の管轄権を否定すべき特別の事情も考えにくく、通常は、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるであろう。

なお、本論点については、実際には、日本の事業者は、国外の消費者が居住する自国の裁判所において、訴えが提起されることも多いと考えられる。このような場合に、訴えが提起された裁判所に国際裁判管轄が認められるかどうかについては、当該裁判所が所在する国の法に従って判断されることになる³。

(2) 準拠法

① 不法行為に適用される法規

日本で裁判が行われる場合については、通則法第17条において、不法行為一般につき、「結果が発生した地の法による」と規定されている。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法が準拠法となるとされている。

なお、通則法は、不法行為について、第18条に生産物責任に関する特則(②を参照)、第19条に名誉又は信用の毀損に関する特則(本準則IV-4「インターネット上の国境を越えた名誉・信用の毀損、プライバシー侵害」を参照)をそれぞれ置いており、それらの特則の適用対象となる不法行為については、第17条の規定に優先して、第18条又は第19条の規定が適用されることになる⁴。

② 生産物責任に適用される法規

通則法は、不法行為の特則として第18条に以下の規定を置いている。すなわち、第17条の規定にかかわらず、生産物(生産され、又は加工された物をいう。以下、この条において同じ。)⁵で引渡しがされたものの瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害する不法行為によって生ずる生産業者(生産物を業として生産し、加工し、輸入し、輸出し、流通さ

² 製造物責任法に基づく製造物責任に関する訴えは「不法行為に関する訴え」に含まれると解される。改正後の民事訴訟法は、不法行為に関する訴えについて、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所が管轄権を有する旨の規定を置いている(第3条の3第8号)。不法行為があった地とは、不法行為が行われた地のみならず、損害発生地も含むと解されている。本事例においても、不法行為があった地が日本であると認められる場合は、同号の規定によっても、日本の裁判所が管轄権を有することになる。

³ 詳細については、IV-2-2「日本の事業者が国外消費者と取引する場合」参照。

⁴ 小出邦夫編著『逐条解説・法の適用に関する通則法』(商事法務、2009年)195頁。

⁵ 通則法第18条にいう「生産物」とは、日本の製造物責任法上の「製造物」(製造され、又は加工された動産)(製造物責任法第2条第1項)のみならず、未加工の農水産物や不動産(建物等)を含むとされている。例えば、加工食品は、通則法第18条の「生産物」に該当するところ、食品に異物が混入していることは、食品が通常有すべき性質を欠いており、瑕疵に当たるといえる。

せ、又は販売した者をいう。以下、この条において同じ。)又は生産物にその生産業者と認めることができる表示をした者(以下、この条において「生産業者等」と総称する。)に対する債権の成立及び効力は、被害者が生産物の引渡しを受けた地の法によるとされている。ただし、その地における生産物の引渡しが通常予見することのできないものであったときは、生産業者等の主たる事業所の所在地の法(生産業者等が事業所を有しない場合にあつては、その常居所地法)による。

同条にいう「引渡しを受けた地」とは、法的に占有を取得した地を意味する。本事例のようにインターネットを介した通信販売の場合、「引渡しを受けた地」とは、通常送付先として指定された消費者の常居所地になると解される。したがって、原則として消費者の常居所地法である外国法が準拠法とされることが考えられる。ただし、「その地における生産物の引渡しが通常予見することのできないものであったときは、生産業者等の主たる事業所の所在地の法(生産業者等が事業所を有しない場合にあつては、その常居所地法)、つまり、日本法が適用される。ここで、その地における生産物の引渡しが通常予見することのできないものであったときは、例えば製品に複数の言語で「〇〇国内での使用に限る」などの明記をした上で生産業者が流通対象国をコントロールしていたにもかかわらず、その域外で転売されて被害が発生した場合などが考えられる。

③例外条項

通則法においては、生産物責任を含む不法行為一般につき、原則的な連結点である結果発生地等よりも、明らかにより密接な関係がある地がある場合に関する例外条項が置かれている(通則法第20条)。したがって、生産物責任の場合であっても、諸般の事情から明らかにより密接な関係がある地がある場合には、これとは異なる法が適用される可能性が全く無いわけではない。

④当事者による準拠法の変更

不法行為の当事者は、不法行為の後において、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる旨規定されているから(通則法第21条)、当事者が合意すれば、別の国の法律を適用することが可能である⁶。

⑤日本法の累積適用

不法行為の準拠法に関して通則法第22条では、日本法を要件・効果の両面において累積的に適用することとしている。すなわち、準拠法が外国法となり、当該外国法に従うと不法行為が成立する場合でも、日本法に従うと不法とならない場合には、結果として損害

⁶ ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない(通則法第21条ただし書)。

賠償その他の処分は請求できない。また、外国法及び日本法双方により不法行為が成立する場合でも、日本法により認められる損害賠償その他の処分でなければ請求できない。

外国の法が適用される場合において、当該外国の法では、懲罰的損害賠償が認められる場合に、日本の裁判所でも懲罰的損害賠償等が認められるかについては、通則法第22条等の規定により、懲罰的損害賠償については認められない可能性が高いと思われる⁷。

⁷ 通則法第22条に関し、国会における審議において「損害賠償については、その方法のみならず、賠償額の計算方法や限度額についても、『認められる』に当たるかどうかには幅はあるものの、本条項の適用を排除するものではないと解することが趣旨に合致するものと考えて」いる旨の答弁がされている(平成18年6月14日衆議院法務委員会会議録第31号)。

また、外国裁判所の確定判決の効力につき、カリフォルニア州裁判所における懲罰的損害賠償の支払を命じた判決の日本での執行を求めた事案において、最高裁判所は、当該懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分は「我が国の公の秩序に反する」としてその執行を認めなかった(最高裁平成9年7月11日第二小法廷判決・民集51巻6号2573頁。民事訴訟法第118条第3号参照)。

IV-4 インターネット上の国境を越えた名誉・信用の毀損、プライバシー侵害

【論点】

日本の居住者は、国外事業者が日本語で提供するソーシャルメディア上で同居住者の名誉や信用を毀損する書き込みやプライバシーを侵害する書き込みがなされ、日本において被害が発生した場合、日本の裁判所において、国外事業者に対し、日本の法令に基づいて、差止めや損害賠償を請求することができるか。また、書き込みを行った者を特定するための発信者情報の開示請求はどうか。

なお、日本の事業者が国外の居住者から差止めや損害賠償等を請求された場合はどうか。

1. 考え方

(1) 国際裁判管轄

日本の居住者が国外の事業者に対し、日本の裁判所で訴えを提起した場合、「日本において事業を行う者を被告とする訴えであって、かかる訴えが当該事業者の日本における業務に関するとき」(民事訴訟法第3条の3第5号)、又は、「不法行為があった地が日本国内にあるとき(外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く)」(同法第3条の3第8号)のいずれかにより、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる。

(2) 適用される法令

通則法第19条によれば、世界中どこからでもアクセス可能なソーシャルメディア上で名誉や信用を毀損するような書き込みがなされ、それが閲覧された様々な国々でそれぞれ被害が発生したような場合であっても、そのことに基づいて差止めや損害賠償を請求する際には、被害者の常居所地法(被害者が法人その他の社団又は財団である場合にはその主たる事業所の所在地の法)によることになる。

また、プライバシー侵害については、通則法第19条を適用する見解や、通則法第17条と第20条を適用する見解などがあるが、やはり、結果として、被害者の常居所地法によることになるであろう。

発信者情報開示請求については、その前提として主張される事実関係について、前記の考え方により、日本法が適用されれば、プロバイダ責任制限法第4条第1項が適用される。本件の場合、被害者の常居所地の法によることになると考えられることから、同条も適用される。

したがって、日本法に基づいて、差止めや損害賠償及び発信者情報の開示を請求するこ

とができる。

2. 説明

(1) 国際裁判管轄

ア. 差止め・損害賠償について

民事訴訟法は、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合として、被告の住所地が日本国内にあるときを原則とするほか(第3条の2)、一定の事案に関して特別に適用されるものとして、以下のような規定を置いている。

第3条の3第5号

日本において事業を行う者を被告とする訴えであって、かかる訴えが当該事業者の日本における業務に関するとき

第3条の3第8号

不法行為があった地が日本国内にあるとき(外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く)

ただし、上記等の規定により日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合であっても、以下のような場合は例外として、日本の裁判所は訴えの一部又は全部を却下できる旨を規定している(同法第3条の9)。

事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮の上、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適切かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるとき

本事例では、国外の事業者が日本語で掲示板サービスを提供しており、同サービスに関連して生じた名誉毀損等に関する紛争であるから、「日本において事業を行う者」の「日本における業務に関するもの」と言え、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることになろう(同法第3条の3第5号)¹。

また、第3条の3第8号における「不法行為があった地」とは、加害行為地のみならず、結果発生地も含むとされている。本事例では、名誉等を毀損する内容の情報がどこでアップロードされたか(加害行為地)は不明であるが、日本で名誉毀損等の結果が発生しているのであるから、結果発生地は日本であるということができ、同号に基づいて、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることができる。

上記の考え方が、差止請求にもそのまま適用されるかは別の問題となる。

この点、日本国内の裁判管轄に関し、民事訴訟法第5条第9号の「不法行為に関する訴

¹ 日本国内に何ら事業所等を有しない国外のインターネットサービス事業者に対する発信者情報開示請求の仮処分に関し、同サービスが日本語で提供されていることから、民事訴訟法第3条第3項第5号を適用し日本の裁判所の国際裁判管轄を認めた事例が存在する(東京地決平25・2・6判例集未登載)。

え」は差止請求に関する訴えも含むとされる(最決平16・4・8民集58巻4号825頁)。また、国際裁判管轄に関しては、(差止めを認めた米国判決の日本での執行を求めた事案に関して間接管轄²の有無を判断したものであるが、)前記の最高裁判所決定を引用して、「民事訴訟法第3条の3第8号の『不法行為に関する訴え』は、民事訴訟法第5条第9号の『不法行為に関する訴え』と同じく、差止請求に関する訴えをも含み、『不法行為があった地』は、権利利益を侵害されるおそれのある地をも含む」とした最高裁判所の判決が存在する(最判平26・4・24民集68巻4号329頁)。本判決の内容は直接管轄³にも及ぶと解されており⁴、同判決に従えば、差止請求に関しても、不法行為に関する訴えと同様に判断されることになる。

例外規定に関して言えば、本事例においては、掲示板サービスは日本語で提供されているのであり、当然事業者としても、日本での紛争可能性は予測の範囲内であるから、第3条の3第8号の除外規定の適用はないといえるし、また、第3条の9に関しても、そのような事業者の予測可能性や、日本語でのサービス提供の事実等を考えれば、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適切かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情の存在は認められにくいといえるであろう。

イ. 発信者情報の開示請求について

発信者情報開示請求に関する訴えは、民事訴訟法上の財産権上の訴えにも不法行為に関する訴えにも該当しないものと解されている。したがって、財産権上の訴えに関する民事訴訟法第3条の3第3号や不法行為に関する訴えに係る同条第8号は適用されない。しかしながら、事業者が日本国内に事務所又は営業所を置いており、発信者情報開示請求に係る業務がその事務所又は営業所における業務に該当する場合や、事業者が日本国内において継続的な事業を行っている⁵と認められる場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる(同法第3条の3第4号及び第5号)⁵。

本事例においては、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることになろう(同法第3条の3第4号及び第5号)。

(2)適用される法規

ア. 差止め・損害賠償について

日本の裁判所において裁判が行われる場合、どの国の法令が適用されるかは、日本の

² 民事訴訟法第118条第1号(外国判決の承認の要件としての、当該外国の裁判所の管轄権の有無を意味する)。

³ ある国の裁判所が本案判決をするのに必要な管轄権の有無を意味する。

⁴ 高部眞規子「民訴法第118条第1号のいわゆる間接管轄と不法行為地の証明」(金商1458号8頁)など。

⁵ 総務省「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律—解説—」平成30年6月更新版 48頁

国際私法に関する定めによることになる。この点、通則法第19条に「名誉又は信用の毀損の特例」が置かれ、差止めや損害賠償を請求する際には、被害者の常居所地法(被害者が法人その他の社団又は財団である場合にはその主たる事業所の所在地の法)によることになっている。

プライバシー侵害の場合は、同様の特例が設けられておらず、通則法第17条を適用するという見解と、第19条が人格的側面を規定している点を考慮し、同条の適用範囲に含める見解とが存在している。通則法の立法段階では、第19条をプライバシー侵害等に適用することは想定されていなかったようであるが⁶、プライバシーも、名誉・信用等と同様人格権の一類型であることからすれば、第19条を適用することも可能との考え方もある。仮に第19条が適用とならない場合、第17条の規定によることとなり、日本で結果が発生していると解されれば、日本法が適用される。日本語で運用されている SNS 上での書き込みであれば、プライバシー侵害は日本で発生したものと考えられる(人格権侵害の態様等によって、結果発生地又は加害行為地法によることが妥当でないと考えられる事案については、例外条項(第20条)の適用により、適切な準拠法を適用することが可能⁷)とされている⁷。

本事案の場合は、被害者の常居所地法か、日本で結果が発生したものとしてやはり日本国法が適用されると考えられる。

したがって、本事例において、日本の被害者は、国外の事業者に対し、日本法に基づいて、差止め、損害賠償等の請求を求めることができる。

イ. 発信者情報の開示請求について

発信者情報開示請求権は、プロバイダ責任制限法第4条第1項所定の要件を充足する場合に生じる実体法上の請求権である。この場合、発信者情報開示請求の前提として被害者が主張する事実関係である名誉毀損等を根拠として、日本法の適用が認められれば、プロバイダ責任制限法第4条第1項が適用される⁸。本事例においては、法の適用に関する通則法第17条又は第19条により、日本国法が適用されると考えられるから、国外の事業者に対するプロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求が可能である。

(3) 日本の事業者が国外の居住者から請求された場合

前提として、国際裁判管轄や国際的な法の適用関係については、訴えが提起された国の法令に従って決定される。したがって、「IV-2-2 日本の事業者が国外消費者と取引する場合」

⁶ 小出邦夫「逐条解説・法の適用に関する通則法」(商事法務、増補版、2014年)224頁

⁷ 前掲小出

⁸ 裁判例は、名誉を毀損されたことを理由とする発信者情報開示請求について、法の適用に関する通則法第19条を適用し、名誉を毀損された旨を主張する者の所在地が日本国内であることから、プロバイダ責任制限法第4条第1項の適用を認めている(東京地決平30・6・12平成30年(ヨ)第1076号判例集未登載。東京高決平30・9・3(平30年(ヲ)第1161号において抗告棄却。東京地決平29・8・30(評釈:羽賀由利子「渉外的名誉毀損におけるプロバイダの責任」ジュリ1532号115頁)。

に記載のとおり、本事例については、具体的にどの国で裁判が提起されるかによって、結論が異なる可能性があるが、本論点では、日本の裁判所で訴えが提起された場合を前提とする⁹。

国際裁判管轄については、日本の事業者が、その運営するソーシャルメディア上の投稿に関して国外の居住者から日本の裁判所において訴えを提起された場合は、被告の住所のある日本の裁判所に管轄権が認められる¹⁰。

適法される法令については、上記(2)で述べたとおり、被害者の常居所地法によることになるであろう。ただし、その法が外国法である場合には、通則法第22条により、その書き込み行為が日本法によれば不法とならないときは損害賠償その他の処分を請求できず、また、当該外国法及び日本法によって不法になる場合であっても、日本法により認められる損害賠償その他の処分でなければ請求できない。

⁹ 消費者が自国の裁判所において訴訟を提起した場合においては、一般的な傾向として、当該裁判所において国際裁判管轄が認められる。「IV-2-2 日本の事業者が国外消費者と取引する場合」の脚注参照。

¹⁰ 本論点における記載は、ソーシャルメディアの運営者が日本居住の事業者ではない個人であっても同様である。

IV-5 インターネット上の国境を越えた著作権侵害

【論点】

日本の居住者は、国外事業者が日本語で提供するソーシャルメディア上で同居住者の著作権を侵害する書き込みがなされた場合、日本の裁判所において、国外事業者に対し、日本の法令に基づいて、差止めや損害賠償を請求することができるか。また、書き込みを行った者を特定するための発信者情報の開示請求はどうか。

1. 考え方

(1) 国際裁判管轄

国外事業者が日本語で提供するソーシャルメディアを運営している場合、日本の居住者は、当該国外の事業者に対し、日本の裁判所で訴えを提起できるとの考え方が一般的である。詳細については、IV-4 を参照。

(2) 適用される法令

著作権侵害に関する準拠法(適用される法令)の決定方法に関し、裁判例は、著作権侵害に基づく差止請求については、ベルヌ条約第5条第2項に基づいて保護国法としての日本法を適用し、損害賠償については、不法行為として、法の適用に関する通則法第17条により準拠法を決定するとしているものが多い。

この考え方によれば、日本法に基づいて、差止めや損害賠償を請求することができる。

発信者情報開示請求については、その前提として主張される事実関係について、前記の考え方により、日本法が適用されれば、プロバイダ責任制限法第4条第1項が適用される。本件の場合、被害者の常居所地の法によることになると考えられることから、同条も適用される。

2. 説明

(1) 国際裁判管轄

ア. 差止め・損害賠償について

民事訴訟法において、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合については、IV-4 の記載のとおりである。

なお、「不法行為があった地」(民事訴訟法第3条の3第8号)に関しては、著作権侵害の情報を含むデータがアップロードされた場所(加害行為地)は不明ではあるものの、著作権侵害の結果が日本で生じているといえれば、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる。インターネットによる配信の場合、理論的には世界中から閲覧が可能であるから、日本から閲覧可能であることをもって直ちに日本において不法行為の結果が発生しているといえるか、などの点で議論はあるものの、日本語で提供されるソーシャルメディア上で日本向け

に事業が展開されている以上は、不法行為の一部は日本国内にあるとして、日本の裁判所の国際裁判管轄が認められるであろう¹。

本事例の場合は、仮に「不法行為があった地」が日本国内にあると認められなかったとしても、民事訴訟法第3条の3第5号の「日本において事業を行う者の日本における業務に関するもの」として、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるであろう。

イ. 発信者情報の開示請求について

発信者情報開示請求に関する訴えは、民事訴訟法上の財産権上の訴えにも不法行為に関する訴えにも該当しないものと解されている。したがって、財産権上の訴えに関する民事訴訟法第3条の3第5号や不法行為に関する訴えに係る同条第8号は適用されない。しかしながら、事業者が日本国内において継続的な事業を行っているとして認められる場合には日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる(同法第3条の3第5号)²。

本事例においては、上記アで見たとおり、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることになろう(同法第3条の3第5号)。

(2)適用される法令

ア. 差止め・損害賠償について

著作権侵害に関する準拠法の決定方法については議論があり、差止請求と損害賠償請求とで準拠法の決定方法を異にする考え方も主張されている。

裁判例は、ベルヌ条約第5条第2項後段の「保護の範囲及び著作権の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法」を準拠法(適法される法令)を決定するものと解釈し、準拠法は、著作物の利用に関する保護が要求されている国の法律(保護国法)とすることを前提に、著作権の侵害に基づく差止請求については、ベルヌ条約第5条第2項に基づいて保護国法としての日本法を適用し、損害賠償については、不法行為として、法の適用に関する通則法第17条により準拠法を決定するとしているものが多い³。

¹ 韓国のテレビ放送を日本在住者向けにインターネットを介して配信するサービスを韓国事業者が行っていた事案において、裁判所は、当該サービスが日本在住者に向けられたサービスであり、被告による「不法行為があった地」の少なくとも一部は日本国内にあるとして、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めている(東京地判平26・7・16裁判所HP)。

² 総務省「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律—解説一」平成30年6月更新版 48頁

³ 裁判例として、東京高判平16・12・9(XO醬男と杏仁女事件。裁判所HP)の引用部分である第一審東京地判平16・5・31(判タ1175号265頁)、知財高判平25・3・25(裁判所HP)の引用部分である第一審東京地判平25・3・25(裁判所HP)などがある。

東京高判平17・3・13(ファイルログ事件。裁判所HP)は、通則法の制定前の法例の下での事案であるが、日本法人がカナダ所在のサーバーを利用してファイル交換サービスを提供して事案において、「本件サービスにおける著作権侵害行為は、実質的に日本国内で行われたものといえることができ」「被侵害権利も日

多くの裁判例を前提とすれば、差止請求については、日本において著作権侵害が発生していると考えれば、日本での著作権保護を求めるものとして、日本国法が適用される。

また、損害賠償については、同様に、日本において著作権侵害が発生していると考えられる場合、加害行為の発生した地として、通則法第17条により、日本国法が適用されることになる。既に述べたとおり、インターネットによる配信の場合、日本で受信可能であることをもって日本で結果が発生したといえるかについての議論はあるものの、日本語による日本向けのサービスの場合、結果発生地は日本国内であると解釈されるのが一般的であろう⁴。

イ. 発信者情報の開示請求について

発信者情報開示請求権は、プロバイダ責任制限法第4条第1項所定の要件を充足する場合に生じる実体法上の請求権である。この場合、発信者情報開示請求の前提として被害者が主張する事実関係である著作権侵害を根拠として、日本法の適用が認められれば、プロバイダ責任制限法第4条第1項が適用される。

この場合、本事例においては、法の適用に関する通則法第17条により、日本国法が適用されると考えられるから、国外の事業者に対するプロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求が可能である。

本の著作権法に基づくものである。条理(差止請求の関係)ないし法例第11条第1項(不法行為の関係)により、日本法が適用される、としている。

⁴ 韓国のテレビ放送を日本国内の受信者向けにインターネット配信していた事案(東京地判平26・7・16裁判所HP、東京地判平26・9・5裁判所HP)では、同サービスが日本在住者に向けられたサービスであるなどから「加害行為の結果が発生した地」が日本国内であると認定して、日本国法を適用している。また、国外の事業者に対して著作権侵害に基づく発信者情報開示請求事件において、特段の議論なく、日本法が適用されている裁判例が多い(東京地判令元・10・30裁判所HP、知財高判平30・4・25判時2382号24頁など)。

IV-6 国境を越えた商標権行使

【論点】

日本国内から国外に存在するサーバーにアクセスして表示されるウェブサイト上の表示について、日本の登録商標に基づき商標権侵害を主張することができるか。

(例)

日本の登録商標と同一又は類似の標章が、下記の各サイト上でその指定商品と同一の商品の広告等として表示されていた場合、当該商標の権利者は、同商標の表示に対して、日本の裁判所に提訴することで商標権侵害を主張することはできるか。なお、いずれの場合も、当該サイトの運営者は、日本の商標権者と無関係であって、日本に営業所等を全く持たない外国法人であるものとする。

1. 日本語のページが用意されているA国の違法コピー・ソフトウェア販売サイトにおいて、各違法コピー・ソフトウェアについて、オリジナルのソフトウェアの登録商標と同一の標章を表示して広告されていた場合。
2. 日本への送料が明記されているB国の高級カバンの販売サイトにおいて、正規のメーカーから仕入れた真正商品について、当該商品の登録商標と同一の標章を表示して広告されていた場合。
3. 日本の自転車メーカーが自転車の車名について商標登録を行っていたところ、日本円への換算機能が用意されているC国の自転車販売サイトにおいて、D国の自転車メーカー製造の日本未発売自転車について、上記商標登録された自転車の車名と同一の車名を表示して広告されていた場合。
4. 日本の宅配専門ピザ・チェーンが商品であるピザの商品名について日本で商標登録を行っていたところ、E国のF市を宅配地域として展開している宅配専門ピザ・チェーンの宅配受付サイトにおいて、特定のピザについて、上記商標登録された商品名と同一の商品名を表示して広告されていた場合。
5. 日本の自動車メーカーが自動車の車名について商標登録を行っていたところ、ヨーロッパのG国の自動車ディーラーのウェブサイトにおいて、小型大衆車について、上記商標登録された車名と同一の車名を表示して広告されていた場合。なお、当該小型大衆車は、G国から日本にも輸入されているものの、日本では別の車名で販売されていた。

1. 考え方

日本国内のユーザーの要求に応じて国外に存在するサーバーにアクセスして表示されるウェブサイト上の表示であっても、日本国内の需要者に対する商標の使用等といえる表示で

あれば、日本の裁判所において、日本商標権の侵害に基づく請求が認められることとなると考えられる。

上記各例における帰結は以下のとおりである。

(1)例1の場合

日本国内の需要者に対応するためと考えられる日本語のページが用意されていることから、日本国内の需要者に対する商標の使用等といえる。そして、商標を表示している対象となる物品は、違法コピー・ソフトウェアであるから、商標権侵害としての違法性を欠く場合に当たらない。

したがって、日本の裁判所において商標権侵害に基づく請求が認められる可能性が高いと考えられる。

(2)例2の場合

内外格差の大きさから、日本の需要者が国外(特にメーカーの本国)の販売サイトから高級カバンを購入することも一般的にみられる上、日本への送料が明記されていることから、日本国内の需要者に対する商標の使用等といえる。

ただし、フレッドペリー事件最高裁判決(最高裁平成15年2月27日第一小法廷判決・民集57巻2号125頁・判時1817号33頁)においては、一定の要件を満たす商品の並行輸入については、商標の機能である出所表示機能及び品質保証機能を害することがなく、商標の使用をする者の業務上の信用及び需要者の利益を損なわないことから、商標権侵害としての実質的違法性を欠くとされている¹。

このことからすれば、並行輸入が商標権侵害に関して実質的違法性を欠く場合、その商品を広告、販売するに当たって当該商品の商標をウェブサイトに表示したとしても、同様に、商標の機能である出所表示機能及び品質保証機能を害することがないから、実質的に商標権侵害としての違法性がないと考えられる。

したがって、当該高級カバンの輸入が商標権侵害としての実質的違法性を欠くといえるのであれば、ウェブサイト上の広告について、日本の裁判所において商標権侵害に基づく請求

¹ フレッドペリー事件最高裁判決(最高裁平成15年2月27日第一小法廷判決・民集57巻2号125頁・判時1817号33頁)では、「(1)当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、(2)当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって、(3)我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠く」と述べ、真正商品の並行輸入は原則として商標権侵害を構成しないと判示した。

は認められないこととなると考えられる。

(3)例3の場合

自転車は規格が定まっている上、自動車のような検査登録制度がないため、世界のどこからでも購入が可能な商品であり、また、内外格差の大きさや、日本に正規輸入されていない商品を求めて、日本の需要者が国外の自転車販売サイトから自転車やパーツを購入することも一般的にみられる。これに加えて、当該サイトには、日本円への換算機能が用意されていることから、日本の需要者への販売を予定していると考えられる。

したがって、日本国内の需要者に対する商標の使用等といえ、日本の裁判所において商標権侵害に基づく請求が認められる可能性が高いと考えられる。

(4)例4の場合

宅配地域が外国の特定の市に限定されている上、宅配ピザという商品の特性上、日本への輸出は考えにくく、日本国内の需要者に対する商標の使用等といえない。

したがって、日本の裁判所において商標権侵害に基づく請求は認められず、そもそも国際裁判管轄が認められないとして、訴えが却下される可能性も高いと考えられる。

(5)例5の場合

自動車は登録やアフター・メンテナンス等の問題から、インターネット販売は考えにくく、また、ディーラーの商圏はディーラー所在地付近に限定されるのが一般であり、ヨーロッパ所在の自動車ディーラーの商圏はせいぜいヨーロッパ内に限定されていると考えられる。仮に内外格差の問題から、並行輸入することを考えても、大衆車であれば、輸送費その他の輸入費用の大きさから、現実的ではないと考えられる。これらのことから、当該ウェブサイトは、日本国内の需要者に対する商標の使用等といえない。

したがって、日本の裁判所において商標権侵害に基づく請求は認められず、そもそも国際裁判管轄が認められないとして、訴えが却下される可能性も高いと考えられる。

2. 説明

(1)問題の所在

商標権等の知的財産権は、一般に権利が成立した国内においてのみ効力を有するとされている(属地主義の原則)。一方、インターネット上では、日本国内にサーバーが存在しなくても、日本国内の需要者に対して、他人の商標を使用して商品の販売や役務の提供を行うことができる。

そこで、日本国内にサーバーが存在しない場合であっても、日本法が適用されるのか(準拠法)、日本商標権の侵害があるといえるのか(商標法の解釈)が、それぞれ問題となる。

また、実際に訴えを提起するに当たり、例えば侵害者が外国法人であった場合に、日本の裁判所に訴えを提起できるのか(国際裁判管轄)も問題となる。

(2) 国際裁判管轄

民事訴訟法の下においては、日本国内にサーバーが存在しない場合であっても、侵害者が日本に住所等を有する自然人である場合や日本の法人等である場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄が肯定される(同法第3条の2第1項、第3項)。

また、侵害者が外国の法人等である場合であっても、日本国内に主たる事務所や営業所が存在する場合には、日本の裁判所の国際裁判管轄が肯定される(同条第3項)。

上記のいずれでもない場合であっても、商標権侵害に基づく訴えについては、不法行為に関する訴えに含まれると解されているところ²、「不法行為があった地」には損害発生地を含むから、ウェブサイトでの商標使用行為が日本国内での使用といえるのであれば³、日本の裁判所の国際裁判管轄が肯定される(同法第3条の3第8号)。

(3) 準拠法

日本商標権の侵害に基づく請求については、損害賠償請求と差止請求が考えられるので、両者を分けて検討する。

まず、商標権侵害に基づく損害賠償請求については、不法行為に基づく請求と考えられるところ、通則法第17条は、不法行為に基づく請求に関する準拠法について、原則として「加害行為の結果が発生した地」の法であるとする。この結果発生地については、基本的には、加害行為によって直接に侵害された権利が侵害発生時に所在した地を意味し、商標権侵害等の無体財産権については、被侵害法益の種類・性質に照らし、解釈によって結果発生地を確定する必要があるとされている⁴。

² 知財高裁平成22年9月15日判決・平成22年(ネ)第10001～10003号(判例集未掲載・裁判所ウェブサイトで閲覧可)は、外国法人に対する日本特許権に基づく差止請求及び損害賠償請求がなされた事案において、差止請求及び損害賠償請求のいずれも民事訴訟法第5条第9号にいう「不法行為に関する訴え」に含まれるものとした。

³ 上掲知財高裁判決は、不法行為があった地について、加害行為地と結果発生地の双方が含まれるとした上で、譲渡の申出行為について、「申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実関係として日本国内でなされたか否か」を検討し、外国法人の運営するウェブサイトの開設自体が、譲渡の申出行為と解する余地があるものとした。

⁴ 小出邦夫編著『逐条解説 法の適用に関する通則法』(商事法務、2009年)193頁

⁵ 米国特許権に基づく差止め・廃棄及び損害賠償請求の事例であり、日本商標権の侵害について直ちに先例となるとまではいえないものの、最高裁平成14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁(カードリーダー事件)は、損害賠償請求の準拠法は、法例第11条第1項(通則法第17条に相当する)によるべきであるところ、直接侵害行為が行われ、権利侵害という結果が生じた米国が法例第11条第1項にいう「原因タル事実ノ発生シタル地」であるから、米国特許法が適用される(ただし、日本法の累積適用を行った)と判示した。

各設例においては、ウェブサイトでの商標使用行為が日本国内での使用といえるのであれば、日本国内において権利侵害という結果が発生したものであることができ、日本法が準拠法となると考えられる。

次に、商標権侵害に基づく差止請求については、通則法等には直接の規定がない。しかし、カードリーダー事件最高裁判決(最高裁平成14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁)などの特許権侵害に関する裁判例⁶を商標権侵害にも当てはめるとすれば、当該商標権と最も密接な関係がある国である当該商標権が登録された日本の法律が準拠法となると考えられる。

(4)商標権侵害

商標権等の知的財産権については、「属地主義の原則」により、当該権利の効力が当該権利が成立した国の領域内においてのみ認められるということが、一般に認められている⁷。

したがって、日本商標権の侵害が成立するためには、日本国内での当該商標の使用等があったということが必要となる。

では、設例のように日本国内から国外に存在するサーバーにアクセスして表示されるウェブサイト上の表示において、日本商標権を侵害するような情報が表示された場合、どのようなときに日本国内で商標の使用等があったといえるのか。この点、商標法は日本国内の需要者を対象とする商標使用者の業務上の信用の維持を図っていると考えられることからすれば、当該ウェブサイト上での商品の譲渡等又は役務の提供が、日本国内の需要者を対象としていると認められる場合であることが必要であろう⁸。

例えば日本国内では一切配達を行っていない外国都市内を宅配地域としている宅配ピザサービスのウェブサイト(英語表記)において、日本で登録された商標と同一又は類似の標章が表示されていた場合には、当該商標の使用があったとはいえないと考えられる。

⁶ カードリーダー事件最高裁判決(前掲脚注5)は、特許権に基づく差止め・廃棄請求の準拠法は当該特許権が登録された国の法律であると判示した。

また、知財高裁平成17年12月27日決定・平成17年(ラ)第10006号(判例集未登載・裁判所ウェブサイトで閲覧可)は、公正な競争を確保するための差止請求につき、法例第11条(通則法第17条)の適用はないが、条理に基づき、最も密接な関係を有する法域の法が準拠法となるとした。

⁷ 特許権について、最高裁平成9年7月1日第三小法廷判決・民集51巻6号2299頁(BBS並行輸入事件)を参照されたい。

⁸ 2001年に工業所有権保護のためのパリ同盟総会及びWIPO一般総会で採択された「インターネット上の商標及びその他の標識に係る工業所有権の保護に関する共同勧告」(<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/1401-037.html>)においては、インターネット上の標識の使用は、当該メンバー国における商業的效果(commercial effect)を有する場合に限り、当該メンバー国における使用を構成するとされている(第2条)。

なお、同勧告は、商標法の属地性とインターネットの世界性との関係から生じる各国における商標権の抵触問題等を解決するための国際的ガイドラインを策定することを目的として、採択されたものである。同勧告は、条約のような強制力はないものの、各国がガイドラインとして考慮することができるとしている。

これに対して、日本語で表記されたウェブサイトについては、日本語の日常的な使用者が日本国内に集中している現状からすれば、明らかに在外日本人を対象としているなどの特段の事情がない限り、日本国内の需要者を対象としていると認められることから、当該商標の使用等があったといえるであろう⁹。同様に、代金について、日本円での換算機能を有しているウェブサイトについては、特段の事情がない限り、日本国内の需要者を対象としていると認められることから、当該商標の使用等があったといえるであろう。

なお、地域を限定せずに商品・サービスを提供する英語表記のウェブサイトについても、日本国内の需要者を対象としているといえる以上、商標の使用等(商標権侵害)があるといえる可能性がある。もっとも、この場合、一つの行為について、複数の国の商標権侵害を生じさせることになり、結果的に、インターネット上の表現が、最も保護の厚い国の法の水準に従わされることになりかねないとの指摘もある¹⁰。

⁹ 田村善之『商標法概説(第2版)』(弘文堂、2000年)437頁。同書は、「送信行為が主として念頭に置いている受信者層が特定国に集中していることが明らかな場合には、当該国の法を適用すべきであろう。」として、日本語の場合、特段の事情がない限り、日本の商標法が適用されるとしている。

¹⁰ 前掲脚注9。なお、前掲脚注8のWIPO共同勧告は、極力、インターネット上の標章の使用について、差止めを回避するよう求めている(第15条)。

IV-7 外国判決・外国仲裁判断の承認・執行

【論点】

日本のインターネット事業者又はインターネット取引利用者が外国において訴訟を提起されて被告となり、敗訴判決を受けた場合、日本で強制執行される可能性はあるか。また、外国判決に基づいて日本において強制執行できる場合、どのような手続を経て強制執行されるのか。外国を仲裁地とする仲裁における仲裁判断についてはどうか。

1. 考え方

(1) 外国判決の承認・執行

外国裁判所がした確定判決は、以下の要件を満たす場合に限り、日本での効力を認められる。

- ①その判決をした外国裁判所が、その事件について、法令又は条約により裁判権を有していること、
- ②敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達を受けたこと、又はこれを受けなかったが応訴したこと、
- ③判決の内容と訴訟手続が、日本の公序良俗に反しないこと、
- ④その判決をした外国裁判所の属する国が、日本の裁判所がした判決を承認し得ること。

外国裁判所がした勝訴判決を日本で執行しようとする場合、勝訴した当事者は、日本の裁判所に対し、「執行判決を求める訴え」を提起する必要がある。裁判所は、その外国判決が確定判決であり、かつ上記4つの要件を満たすと認める場合には、「その判決に基づく強制執行を許す」ことを内容とする執行判決を下す。その際に、日本の裁判所は、外国判決の内容の当否については審査しない。

執行判決が確定した場合、その執行判決のある外国判決を債務名義として、強制執行を行うことができる(民事執行法第22条第6号)。

(2) 外国仲裁判断の承認・執行

外国を仲裁地としてされた仲裁判断についても日本における承認及び執行を考えることができ、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(以下「ニューヨーク条約」という。)により認められる場合、その他の条約(ジュネーブ議定書及びジュネーブ条約、投資紛争解決(IC SID)条約等)により認められる場合及び日本の仲裁法により認められる場合がある。

ニューヨーク条約による承認・執行の要件と日本の仲裁法による承認・執行の要件はおおむね共通しており、①仲裁合意の有効性、②手続における防禦の機会の確保、③仲裁合意

の範囲内における判断、④仲裁機関の構成及び仲裁手続の適切性、⑤仲裁判断の確定、⑥紛争対象事項の仲裁適格、⑦公序良俗違反の不存在である。

外国仲裁判断を日本で執行しようとする場合、有利な仲裁判断を得た当事者は、日本の裁判所に対し、「執行決定を求める申立て」を行う必要がある。裁判所は、条約又は法律が定める要件を審査し、要件全てを充たすと認める場合には、「その仲裁判断に基づく強制執行を許す」ことを内容とする執行決定をする。その際、日本の裁判所は、外国仲裁判断の内容の当否については審査しない。

執行決定が確定した場合、その執行決定のある外国仲裁判断を債務名義として、強制執行を行うことができる(民事執行法第22条第6号の2)。

2. 説明

(1)問題の所在

国外の利用者が原告となり、日本のインターネット事業者を被告として外国の裁判所に訴訟を提起し、その外国の裁判所が被告であるインターネット事業者を敗訴させる判決をしたにもかかわらず、被告が自主的に支払等を行わない場合、原告である国外の利用者は、被告であるインターネット事業者の財産に対し強制執行を行いたいと考えるであろう。ここで、その被告が、判決をした外国裁判所の属する国に、不動産であれ銀行預金であれ、何らかの資産を有していれば、その資産を対象に強制執行を行うことができる。しかし、被告がその国に何の資産も有していない場合、原告は、被告であるインターネット事業者が日本に有する資産に対し、強制執行を行いたいと考えると思われる。国外のインターネット事業者が、日本の利用者を被告として外国の裁判所に訴訟を提起し、勝訴した場合も同様の問題が生ずる。

しかし、外国の裁判所がした判決は、日本においてその効力が当然に認められるわけではないし、その判決をもって当然に日本において強制執行を行えるわけではない。そこでは、一定の要件を充足する必要がある。これが、外国判決の承認・執行と呼ばれる問題である。

また、同様の紛争が、外国における仲裁手続において審理され、仲裁判断がされることもあり得る。この場合にも、その仲裁判断に基づき日本において強制執行をするためには、一定の要件を充足する必要がある。

(2)外国判決の承認

民事訴訟法第118条は、以下のように規定している。

(外国裁判所の確定判決の効力)

第118条 外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件の全てを具備する場合に限り、その効力を有する。

- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
- 二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達(公示送達その他こ

れに類する送達を除く。)を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。

三 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。

四 相互の保証があること。

すなわち、外国裁判所の確定判決は、これらの要件を満たす場合には、日本においてもその効力が認められる。最高裁平成10年4月28日第三小法廷判決・民集52巻3号853頁は、これらの要件についての最高裁判所の基本的な考え方を示す先例的な判決である。

「確定判決」とは、判決国において、当該判決につき許される通常の不服申立手段が尽きた状態を意味する。したがって、例えばある国の第一審で下された判決が控訴審に係属中の場合は、「確定判決」には当たらない。

民事訴訟法第118条第1号にいう「法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。」とは、当該外国裁判所が当該事件について裁判権を有するということである(いわゆる間接管轄の要件)。この要件を満たすかどうかは、一般に、承認国である日本の国際裁判管轄の規定を適用した場合に、その事件について当該外国裁判所が国際裁判管轄を有すると認められるかにより判断されると解されており、「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」(平成23年法律第36号。平成24年4月1日施行)による民事訴訟法の規定する国際裁判管轄(直接管轄)の規律は、間接管轄の要件を満たすかどうかを判断するに当たり参照されることになると考えられる¹。

民事訴訟法第118条第2号の送達要件は、敗訴した被告が、敗訴判決の手續開始段階から自己の利益を守るために関与できる機会を保障しようとするものである。この観点から、公示送達(一定の公の場所に訴状、呼出状等を掲示することにより訴訟の開始の通知があったことを擬制するもの)は、実際に国外にいる被告が訴訟の開始を了知する可能性が極めて低いため、除外されている。

外国からの裁判上の文書の送達は、二国間の司法共助取決め又は二国間条約による場合、多国間条約である「民事訴訟手続に関する条約」(民訴条約)又は「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(送達条約)による場合、必要の都度外交ルートを通じた要請を受けて行われる場合がある。これらの方法による送達があった場合、民事訴訟法第118条第2号の要件が充足される。

これらの方法によらない送達が行われた場合、その後に行われた外国判決の効力が日本に

¹ 前記平成10年最高裁判例は、間接管轄の範囲について、基本的には日本の民事訴訟法の定める土地管轄の規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、条理に照らし判断すべきものである旨判示していた。

において承認されるかは問題である。特に英米法の国(英国、米国、香港等)では、原告から被告に対し、裁判所を通さず郵便で直接訴状が送付されることにより送達が行われるので、これらの国から日本に在住する被告に対し、国際郵便で直接訴状が送付されることがある。このような方法による訴状の送付は、民事訴訟法第118条第2号の「送達」に該当しないとして、外国判決の効力を否定した裁判例もある²が、日本は民訴条約第10条(a)について拒否の宣言をしていないため肯定すべきとの学説もあるので、国際郵便で直接訴状を受け取った場合には、慎重な対応が必要である。

民事訴訟法第118条第3号後段は、訴訟手続が日本における公序良俗に反しないことを求めている。送達以外の点でも最低限必要な手続保障が確保されていたかどうかを審査する要件である。

民事訴訟法第118条第3号前段は、判決の内容が日本における公序良俗に反しないことを求めている。ただし、日本の裁判所が外国判決の当否そのものを再審査することは許されない(民事執行法第24条第2項)ので、この条項に基づく審査は極めて限定的である。実例としては、賃貸借契約について欺罔行為を行ったことを理由として、補償的損害賠償に加えて懲罰的損害賠償の支払を命じた米国カリフォルニア州裁判所の判決について、補償的損害賠償の部分の強制執行は許したものの、懲罰的損害賠償の支払を命ずる部分については公序良俗違反を理由に強制執行を許さないとした最高裁平成9年7月11日第二小法廷判決・民集51巻6号2573頁が存在する。

民事訴訟法第118条第4号は、「相互の保証」を要求している。相互の保証とは、承認の対象である判決をした外国裁判所の属する国でも、日本の裁判所がした判決の承認・執行が認められることをいう。過去の裁判例において、幾つかの国について、相互の保証の有無が判断されている³が、当該外国における日本の裁判所がした判決の取扱いが変更される可能性があるので、最新の情報に注意する必要がある。

(3)外国判決の執行

民事執行法第22条によれば、強制執行を行うには、所定の「債務名義」が必要とされる。債務名義としては、日本の裁判所がした確定判決(同条第1号)、確定していなくても、仮執行宣言が付された日本の裁判所がした判決(同条第2号)、執行受諾文言付き公正証書(執

² 前記最高裁平成10年4月28日判決。

³ 米国ニューヨーク州、カリフォルニア州、ネバダ州、ハワイ州、コロンビア特別区、英国、ドイツ連邦共和国、スイス連邦チューリヒ州、香港、オーストラリア連邦クイーンズランド州、シンガポール共和国、大韓民国の判決が承認された例がある。他方、相互の保証が否定された例としては、ベルギー王国及び中華人民共和国がある。

行証書。同条第5号)などがあるが、「確定した執行判決のある外国裁判所の判決」もまた、債務名義となる(同条第6号)。

外国裁判所の判決について執行判決を得る手続は、民事執行法第24条が定めている。

(外国裁判所の判決の執行判決)

第24条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。

3 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第百十八条各号に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。

4 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。

すなわち、外国判決を日本において執行することを希望する者は、裁判所に対し、「執行判決を求める訴え」を提起する。この訴訟を受けた裁判所は、前項で説明した外国判決の承認要件を審査し、各要件が充足されていると判断した場合は、その判決による強制執行を許すことを宣言する執行判決をする。

確定した執行判決を得た当事者は、執行文の付与を受けて、その判決のある外国裁判所の判決を債務名義として、例えば裁判所に対して不動産執行(競売)や債権差押えの申立てを行ったり、執行官に対して動産執行の申立てを行ったりすることができる。

(4)外国仲裁判断の承認・執行

外国仲裁判断については、個別の二国間条約等が、条約締結国の国民・法人を当事者とする仲裁判断について、その承認・執行の要件を定めている場合がある。例えば日米友好通商航海条約第4条第2項は、

一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国の国民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約・・・に従って正当にされた判断で、判断された地の法令に基いて確定しており、かつ、執行することができるものは、公の秩序及び善良の風俗に反しない限り、いずれの一方の締約国の管轄裁判所に提起される執行判決を求める訴に関しても既に確定しているものとみなされ、かつ、その判断についてその裁判所から執行判決の言渡を受けることができる。その言渡があつた場合には、その判断に対しては、その地でされる判断に対して与える特権及び執行の手段と同様の特権及び執行の手段を与えるものとする。

と定めている。よって、米国の国民又は会社と日本の国民又は会社を当事者とする仲裁判断は、この条項が定める要件を満たす限り、日本においてもその仲裁判断に基づいて強制執行をすることができる(仲裁地を問わない。)

また、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約)の加盟国(現在、130カ国以上)でなされた仲裁判断については⁴、一定の要件を満たす限り、日本において強制執行をすることができる。その要件は、ニューヨーク条約第5条が、以下のとおり定めている。

ニューヨーク条約第5条

1. 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。
 - (a) 第2条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったこと又は前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により有効でないこと。
 - (b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと又はその他の理由により防禦することが不可能であったこと。
 - (c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。
 - (d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと又はそのような合意がなかったときは、仲裁が行われた国の法令に従っていなかったこと。
 - (e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又はその判断がされた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。
2. 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。
 - (a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。
 - (b) 判断の承認及び執行がその国の公の秩序に反すること。

⁴ 日本はニューヨーク条約の適用について相互主義の留保(第1条第3項)を行っているので、同条約は、同条約の加盟国で行われた仲裁についてのみ適用される。

さらに、仲裁判断の承認・執行について定めた個別の条約がなく、ニューヨーク条約の加盟国でもない国・地域(例:台湾)でなされた仲裁判断についても⁵、日本の仲裁法が定める一定の要件を満たす限り、日本において強制執行をすることができる。仲裁法第45条が、その承認・執行要件を以下のとおり定めている。

(仲裁判断の承認)

第45条 仲裁判断(仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。)は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合(第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。)には、適用しない。

一 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令)によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

三 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、仲裁地が属する国の法令の規定(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)により必要とされる通知を受けなかったこと。

四 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。

五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。

六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)に違反するものであったこと。

七 仲裁地が属する国(仲裁手続に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあつては、当該国)の法令によれば、仲裁判断が確定していないこと又は仲裁判断がその国の裁判機関により取り消され、若しくは効力を停止されたこと。

八 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

九 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

(第3項略)

⁵ 個別の条約とニューヨーク条約のどちらが優先的に適用されるか(あるいはどちらも適用されるか)という点については、個別条約の内容によるので、注意が必要である。

ニューヨーク条約が定める要件と仲裁法が定める要件は、表現は多少異なるものの、おおむね共通しており、①仲裁合意の有効性、②手続における防禦の機会の確保、③仲裁合意の範囲内における判断、④仲裁機関の構成及び仲裁手続の適切性、⑤仲裁判断の確定、⑥紛争対象事項の仲裁適格、⑦公序良俗違反の不存在である。このように、日本の裁判所による審査の対象は主に手続的要件であり、外国仲裁判断の中身の当否については審査しないことは、外国判決の承認・執行について述べたところとほぼ同様である。

外国仲裁判断に基づいて日本において強制執行するためには、手続として、日本の裁判所において「執行決定」を得て、これを確定させる必要がある(民事執行法第22条第6号の2)が、執行決定を得る手続は、仲裁法第46条に定められている。すなわち、外国仲裁判断に基づいて強制執行をしようとする者は、強制執行の相手方である債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定を求める申立てをすることができる(同条第1項)。申立人は、仲裁判断書の写し、当該写しの内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書の日本語による翻訳文を提出しなければならない(同条第2項)。裁判所は、法定の要件が具備されているか否かを審査し、それが認められれば、仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の執行決定をしなければならない(なお、仲裁法第45条に基づく外国仲裁判断の強制執行ではなく、個別の条約やニューヨーク条約に基づく外国仲裁判断の強制執行の場合でも、手続としては、執行決定を得て強制執行をなすことになる。)

IV-8 国境を越えた取引に関する公法規制の適用範囲

【論点】

- (1) 日本の製品安全関係法¹等に定める基準を満たさない製品が、海外事業者によりウェブサイトを通じて日本国内向けに販売された場合、日本法の適用があるか。
- (2) 国内の販売事業者が製品を輸出する場合、同法の適用があるか。

1. 考え方

(1) 海外事業者について

日本国内において製品安全関係法等に定める基準に適合しない製品を流通させる行為は、海外事業者によるものであっても、日本法の適用対象となり得る²。

(2) 国内事業者について

国内の販売事業者が製品を輸出する場合には、原則として同法の適用対象とならない。ただし、輸出先の海外事業者が日本国内に向けて流通させることを知って、当該海外事業者が製品を販売する場合には、同法の適用対象となる。

(同法の適用がある例)

- ・海外事業者が日本語のウェブサイトを通じて日本国内の消費者へ、PSマークの表示がなく技術基準に適合しない製品を販売した場合

2. 説明

(1) 国境を越えた取引に関する製品安全関係法の適用範囲

製品安全等の公法規制は、国内の消費者の生命・身体を保護するための規制であり、販売事業者が国内所在か国外所在かを問わず、国内で流通する製品については適用されることが本来的趣旨に合致する³。

このような公法規制の一つである製品安全関係法の目的は、消費者の生命・身体に対して危害を及ぼすおそれがある製品について技術基準を設け、技術基準に適合しない製品が国

¹ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の4法を指す。

² 対象の製品が電気用品であれば、電気用品安全法第27条第1項「電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第10条第1項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。」の適用対象となる。

³ 公法の域外適用についてまとめたものとして、令和元年11月25日個人情報保護委員会資料1「域外適用に係る国内他法令比較①から④」があり、独占禁止法、不正競争防止法、景品表示法、金融商品取引法などがあげられている。

内で流通することを防止することにより、消費者の生命・身体の安全を確保することにある。この目的を達成するため、一定の製品について技術基準を設け、その製品を製造・輸入する事業者に対してその技術基準を遵守する義務等を定めている。また、その製品を販売する事業者に対しては、技術基準に適合した製品であることを示すPSマークの表示がない製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない等の義務を定めている。

このような同法の趣旨に照らせば、技術基準に適合した製品であることを示すPSマークの表示がない製品を国内で流通させる行為については、これが国内事業者によるものであっても海外事業者によるものであっても、等しくこれを防止すべきである。そのため、海外事業者による行為についても同法の適用があるものと解される⁴。

(2)輸出に対する製品安全関係法の適用

国内の販売事業者が外国に製品を輸出する場合、原則として製品安全関係法の適用はない。しかしながら、輸出先の海外事業者が日本国内に向けて流通させることを知っているにもかかわらず、そのような海外事業者に対して技術基準に適合しない製品を輸出する場合には、国内において技術基準に適合した製品であることを示すPSマークの表示がない製品を流通させることに意図的に加担することとなる。このような行為を同法の適用対象外とすることは不適切であり、このような認識の下に国内の販売事業者が外国に製品を輸出する場合には、同法の適用があると解すべきである⁵。

⁴ 経済産業省「インターネット取引における製品安全の確保に関する検討会報告書」2頁。なお、同3頁には、違法に国内に製品を流通させた海外事業者等への対応についても記載がある。

<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20170807001.pdf>

⁵ 前脚注報告書3頁

判例等索引

＜判例集等の略称＞	
民録	大審院民事判決録
民集	大審院民事判例集、最高裁判所民事判例集
刑集	最高裁判所刑事判例集
集民	最高裁判所裁判集民事
高民	高等裁判所民事判例集
下級民集	下級高等裁判所民事判例集
新聞	法律新聞
金判	金融・商事判例
判時	判例時報
判自	判例地方自治
判タ	判例タイムズ

【最高裁判決】

大判明治 38 年 5 月 11 日民録 11 輯 706 頁	78
大判大正 6 年 11 月 8 日民録 23 輯 1758 頁	53
大判大正 12 年 8 月 2 日民集 2 巻 577 頁.....	83
大判昭和 10 年 10 月 5 日民集 14 号 1965 頁〔宇奈月温泉事件〕	287
最判昭和 36 年 4 月 20 日民集 15 巻 4 号 774 頁	9
最判昭和 43 年 11 月 26 日判時 544 号 32 頁.....	285
最判昭和 43 年 12 月 17 日民集 22 巻 13 号 2998 頁	9
最判昭和 44 年 2 月 13 日民集 23 巻 2 号 291 頁.....	84
最判昭和 44 年 12 月 19 日民集 23 巻 12 号 2539 頁	70
最大判昭和 44 年 12 月 24 日刑集 23 巻 12 号 1625 頁.....	199
最判昭和 46 年 4 月 23 日民集 25 巻 3 号 388 頁.....	280
最判昭和 46 年 6 月 10 日民集 25 巻 4 号 492 頁.....	72
最判昭和 47 年 6 月 15 日民集 26 巻 5 号 1015 頁	287
最判昭和 49 年 3 月 22 日民集 28 巻 2 号 347 頁.....	86
最判昭和 50 年 11 月 28 日民集 29 巻 10 号 1554 頁	341
最判昭和 52 年 3 月 31 日集民 120 号 355 頁.....	288
最判昭和 53 年 4 月 20 日民集 32 巻 3 号 616 頁.....	342
最判昭和 53 年 9 月 7 日民集 32 巻 6 号 1145 頁〔ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件〕	213
.....	
最判昭和 55 年 3 月 28 日民集 34 巻 3 号 244 頁.....	216

最判昭和 57 年 2 月 23 日民集 36 卷 2 号 183 頁	43
最判昭和 57 年 10 月 19 日判時 1086 号 92 頁	285
最判昭和 63 年 2 月 16 日民集 42 卷 2 号 27 頁〔NHK日本語読み事件〕	163
最判平成 5 年 7 月 19 日判時 1489 号 111 頁	72, 74
最判平成 7 年 11 月 30 日民集 49 卷 9 号 2972 頁	93
最判平成 9 年 7 月 1 日民集 51 卷 6 号 2299 頁〔BBS並行輸入事件〕	372
最判平成 9 年 7 月 11 日民集 51 卷 6 号 2573 頁	359, 377
最判平成 10 年 4 月 28 日民集 52 卷 3 号 853 頁	376
最判平成 13 年 3 月 27 日集民 201 号 667 頁〔ダイヤルQ2事件〕	80, 82, 85
最判平成 13 年 11 月 27 日民集 55 卷 6 号 1311 頁	263
最判平成 4 年 10 月 20 日民集 46 卷 7 号 1129 頁	263
最決平成 14 年 2 月 8 日判例集未登載	188
最判平成 14 年 9 月 24 日集民 207 号 243 頁〔石に泳ぐ魚事件〕	202
最判平成 14 年 9 月 26 日民集 56 卷 7 号 1551 頁〔カードリーダー事件〕	372
最判平成 15 年 2 月 27 日民集 57 卷 2 号 125 頁〔フレッドペリー事件〕	369
最判平成 15 年 2 月 28 日判タ 1127 号 112 頁	331
最判平成 15 年 3 月 14 日民集 57 卷 3 号 229 頁	202
最判平成 15 年 4 月 8 日民集 57 卷 4 号 337 頁	72, 74
最判平成 15 年 9 月 12 日民集 57 卷 8 号 973 頁〔早稲田大学江主席講演会事件〕	202
最判平成 16 年 2 月 13 日民集 58 卷 2 号 311 頁〔ギャロップレーサー事件〕	203
最決平成 16 年 4 月 8 日民集 58 卷 4 号 825 頁	362
最判平成 17 年 11 月 10 日民集 59 卷 9 号 2428 頁	199
最判平成 18 年 1 月 20 日民集 60 卷 1 号 137 頁〔天理教事件〕	163
最決平成 20 年 9 月 9 日判例集未登載	158
最判平成 23 年 4 月 22 日民集 65 卷 3 号 1405 頁	245
最判平成 23 年 7 月 15 日民集 65 卷 5 号 2269 頁	63, 148
最判平成 23 年 12 月 8 日民集 65 卷 9 号 3275 頁〔北朝鮮映画事件〕	307
最決平成 23 年 12 月 19 日刑集 65 卷 9 号 1380 頁	173
最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 卷 2 号 89 頁〔ピンク・レディー事件〕	202
最決平成 24 年 7 月 9 日判時 2166 号 140 頁	157
最判平成 26 年 4 月 24 日民集 68 卷 4 号 329 頁	362
最判令和 2 年 7 月 21 日民集 74 卷 4 号 1407 頁〔リツイート事件〕	167
最高裁平成 18 年 11 月 27 日第二小法廷判決・民集 60 卷 9 号 2473 頁	58
最高裁平成 19 年 4 月 3 日第三小法廷判決・民集 61 卷 3 号 967 頁	58
最高裁平成 7 年 11 月 30 日第一小法廷判決民集49卷9号2972頁	98

【高裁判決】

大阪高判昭和 40 年 6 月 29 日下民集 16 卷 6 号 1154 頁.....	43
名古屋高判金沢支部平成 13 年 9 月 10 日判例集未登載.....	188
東京高判平成 13 年 10 月 25 日判例集未登載.....	188
東京高判平成 14 年 2 月 18 日判時 1786 号 136 頁〔雪月花事件〕.....	213, 219
東京高判平成 14 年 10 月 17 日判例集未登載.....	188
東京高判平成 14 年 10 月 29 日判例集未登載〔ホテル・ジャンキーズ事件〕.....	209
福岡高判平成 14 年 12 月 17 日判タ 1151 号 313 頁.....	331
東京高判平成 14 年 12 月 25 日高民 55 卷 3 号 15 頁〔動物病院事件〕.....	156
東京高判平成 16 年 3 月 31 日判時 1864 号 158 頁〔デッドオアアライブ2事件〕.....	298
東京高判平成 16 年 6 月 23 日判例集未登載.....	157
東京高判平成 17 年 3 月 3 日判時 1893 号 126 頁〔小学館事件〕.....	156
東京高判平成 17 年 3 月 31 日判例集未登載〔ファイルログ事件〕.....	172, 212
知財高判平成 17 年 10 月 6 日判例集未登載〔読売オンライン事件〕.....	164
知財高決平成 17 年 12 月 27 日判例集未登載.....	372
東京高判平成 18 年 7 月 13 日判例集未登載.....	73
東京高判平成 20 年 3 月 13 日判例集未登載.....	158
名古屋高判平成 20 年 11 月 11 日判例集未登載.....	104, 105, 112
大阪高判平成 21 年 10 月 8 日刑集 65 卷 9 号 1635 頁.....	173
大阪高判平成 21 年 10 月 23 日判タ 1383 号 156 頁.....	157
知財高判平成 22 年 9 月 15 日判例集未登載.....	371
知財高判平成 22 年 10 月 13 日判時 2092 号 136 頁.....	214, 216
知財高判平成 24 年 2 月 14 日判時 2161 号 86 頁.....	93, 99, 156, 191
知財高判平成 24 年 8 月 8 日判時 2165 号 42 頁.....	307
知財高判特別部(大合議)平成 26 年 5 月 16 日判タ 1402 号 166 頁〔アップル対サムソン事件〕.....	283
東京高判平成 29 年 1 月 18 日判決・判時 2356 号 121 頁.....	56
東京高判平成 30 年 11 月 28 日判時 2425 号 20 頁.....	48
東京高判平成元年 5 月 9 日判時 1308 号 28 頁.....	57

【地裁判決】

安濃津地判大正 15 年 8 月 10 日新聞 2648 号 11 頁.....	286
京都地判昭和 30 年 11 月 25 日下民集 6 卷 11 号 2457 頁.....	43
東京地判昭和 39 年 9 月 28 日判タ 165 号 184 頁.....	202
大阪地判昭和 42 年 6 月 12 日下級民集 18 卷 5・6 号 641 頁.....	253
東京地判昭和 52 年 5 月 26 日判時 875 号 67 頁.....	288

東京地判平成8年2月23日判時1561号123頁	222
広島地判平成11年2月24日判夕1023号212頁	330
東京地判平成11年9月24日判時1707号139頁〔都立大事件〕	156
東京地判平成12年3月17日判時1714号128頁	306
富山地判平成12年12月6日判時1734号3頁	188
東京地判平成13年4月24日判時1755号43頁	188
東京地中間判平成13年5月25日判時1774号132頁	307
東京地判平成13年7月25日判時1758号137頁	220, 223
東京地判平成13年9月28日判例集未登載	330
東京地判平成13年11月29日判例集未登載	190
東京地裁平成14年3月25日判決・金判1152号36頁	58
東京地判平成14年3月28日判夕1104号209頁	307
東京地判平成14年6月26日判例集未登載〔動物病院事件〕	156
東京地中間判平成15年1月29日判時1810号29頁〔ファイルログ事件〕	212
東京地判平成15年7月17日判時1869号46頁〔DHC事件〕	156
大津地判平成15年10月3日判例集未登載	45
横浜地判平成15年12月15日判例集未登載	157
東京地判平成16年3月11日判時1893号131頁〔小学館事件〕	156
東京地判平成16年3月24日判時1857号108頁〔読売オンライン事件〕	164
東京地裁平成16年11月24日判夕1205号265頁	156
東京地判平成17年9月2日判時1922号105頁	7
東京地判平成18年1月30日判時1939号52頁	17
東京地判平成18年2月13日判例集未登載	73, 75
東京地判平成19年3月16日Lexis判例速報19号93頁	298
大阪地判平成19年4月12日判例集未登載	73, 75
大阪地判平成19年7月26日判例集未登載	165
東京地判平成19年8月30日判例集未登載	158
名古屋地判平成20年3月28日判夕1293号172頁	104, 105
長崎地佐世保支判平成20年4月24日判例集未登載	71
東京地判平成20年10月1日判時2034号60頁〔産能大学事件〕	157
大阪地判平成21年1月16日判例集未登載	157
東京地判平成21年11月26日判例集未登載	214, 216
東京地決平成25年2月6日判例集未登載	361
大阪地判平成25年6月20日判時2218号112頁	166, 207
東京地判平成26年1月17日判例集未登載	166

東京地判平成 26 年 1 月 23 日判時 2221 号 71 頁	331
札幌地判平成 26 年 9 月 4 日判例集未登載	155
東京地裁平成 27 年 8 月 5 日判例集未登載	333
東京地判平成30年1月30日判例集未登載.....	298
令和 2 年 12 月 10 日金判 1615 号 40 頁	333
令和元年 12 月 18 日判例集未登載.....	328
東京地判令和 2 年 3 月 2 日金判 1598 号 42 頁.....	75
東京地判令和 3 年 3 月 26 日判例集未登載	200
大阪地判令和 3 年 9 月 27 日判例集未登載	192
さいたま地裁令和 2 年 2 月 5 日判決・判時 2458 号 84 頁.....	56
京都地裁平成 24 年 7 月 13 日判決・労判1058号21頁	127
仙台地裁平成 1 年 2 月 16 日判決・昭和 61 年(ワ)1236号・判夕696号108頁	129
大阪地裁昭和 32 年 11 月 13 日判決・労民集8巻6号807頁・判時138号30頁	130
大阪地裁平成 14 年 7 月 19 日判決・金判1162号32頁	58
東京地裁昭和 49 年 11 月 7 日判決・判時765号107頁	127
東京地裁昭和 57 年 11 月 19 日判決・労判397号30頁.....	128
東京地裁平成 31 年 2 月 4 日判決・金法 2128 号 88 頁.....	56
東京地裁平成 3 年 4 月 8 日判決・平成 1 年(ワ)第9794号・労判590号45頁	128
福岡地裁昭和 59 年 1 月 20 日判決・昭和 56 年(モ)3103号・労判429号64頁	129
名古屋地裁昭和 47 年 4 月 28 日判決・判時680号88頁	128
名古屋地裁平成 20 年 3 月 28 日判決・平成 17 年(ワ)第1243号	98